

第九十六回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会公聴会議録 第一号

昭和五十七年八月七日(土曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 片岡 清一君

理事 塩崎 潤君

理事 佐藤 観樹君

理事 石田幸四郎君

理事 植竹 繁雄君

理事 後藤田正晴君

理事 竹下 登君

理事 中村喜四郎君

理事 栗山 明君

理事 坂井 弘一君

理事 安藤 巖君

出席公述人

日本大学経済学部教授

東京学芸大学助教授

統計数理研究所附属統計技術員養成所長

全日本労働総同盟副書記長

駒澤大学法学部助教授

日本医療労働組合協議会議長

特別委員会第二調査室長

委員外の出席者

秋山陽一郎君

高須 敏行君

阪上 順夫君

西平 重喜君

高橋 正男君

福岡 政行君

松本 道廣君

補欠選任

委員の異動

八月七日

第二類第二号(附屬の一)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会公聴会議録第一号 昭和五十七年八月七日

上村千一郎君

大西 正男君

田名部匡省君

渡辺 三郎君

石原健太郎君

同日

補欠選任

植竹 繁雄君

亀井 善之君

中村喜四郎君

沢田 広君

小杉 隆君

石原健太郎君

同日

補欠選任

田名部匡省君

上村千一郎君

大西 正男君

渡辺 三郎君

石原健太郎君

同日

補欠選任

植竹 繁雄君

亀井 善之君

中村喜四郎君

沢田 広君

小杉 隆君

石原健太郎君

同日

補欠選任

田名部匡省君

上村千一郎君

大西 正男君

渡辺 三郎君

石原健太郎君

同日

補欠選任

本日の公聴会で意見を聞いた案件
公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について公聴会を行います。

この際、御出席の公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわらず御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案に対する御意見を拝聴し、本案審査の参考にいたしたいと存じますので、それぞれ忌憚のない御意見を述べただくようお願い申し上げます。

御意見を承る順序は、高須公述人、阪上公述人、西平公述人、高橋公述人、福岡公述人、松本公述人の順序でお願いすることにいたします。なお、御意見は一人十五分程度でお願いすることとし、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは、高須公述人をお願いいたします。

○高須公述人 おはようございます。私が公述人の高須敏行でございます。

私は、日本大学経済学部の大学院及び学部において次の四つの科目を担当しております。社会政策、社会保障論、福祉国家論、それに産業社会学の四つでございます。

そこで、本日のテーマであります拘束名簿式比

例代表制と私の研究分野とがどういう関連で結び

つくのかという線からお話し申し上げます。

戦後、私の研究の主たる分野は、社会政策と福祉国家形成政策の研究でございます。敗戦によって近代大國の列より落後いたしましたわが国にとって、その更生の道は、小国ではあっても福祉と文化との充実した平和な国になることでありました。その意味での先進国としてデンマーク、スウェーデンなどの北歐諸国が私の研究対象となり、私は昭和三十三年に北歐留学より帰りました。後、またその後五回滞在、研究を重ねましたが、著作や論文などによって福祉国家の形成政策を世に訴えてまいりました。

そういう政策のうちの重要な線の一つに、デンマークで約百年前にスタートしました拘束名簿式比例代表制の意義に関するものが若干ございまして、それがどなたかのお目にとまって私を今日の公述人として推薦くださったのだらうと思われま

す。

したがって、本日これから申し述べますことは、平素からの私の研究の結論でもあり、大学の教壇でも講義しておるところでありまして、特に私を推薦された政党のために都合よくつくった作文というようなものでは毛頭ございません。多年にわたる研究と学問的思索の一応の到達点でありますので、幅広い客観性を持っておるものとして、もろもろの政党の方々にもいささか聞いてい

ただけるものかと存じておりますし、何らかの御参考役に立ち得るのであれば幸甚と思つてここに

出てまいりました次第でございます。

さて、社会政策という分野は二つの面がござい

ます。第一は、困っている個人を救うというのも

社会政策でございますが、他方、社会全般が年代

の経過につれて次第に動脈硬化してまいります。

それを異質の要素を注入して活力ある社会に蘇生

させる、そういうのも社会にとつての大事な社会

政策でございます。そして、この個人を救う面と

社会自体を生き生きと生き返らせる面、この二つ

は相互に媒介し合つてこそ初めてそれぞれが本物

となる性質のものでございます。

たとえば個人を救う面として、失業保険金の給

付によつて失業者は当面の苦痛から救われます。

これは、たとえば胃が痛いという患者を前にし

て、医師がさしあたり痛みどめの注射をして当面

のマイナスイメージを緩和する、そういう一時的、現

象的治療のようなものでありますから、この種の

社会政策は現象的社会政策と言われます。

ところで、医師は、この現象的な手当てを行

つても、心の中では、この痛みは体質のどこかに

があるのではないか、そういうふうな推測し

まして、エックス線その他の手段によつてそれを

確かめ得たならば、今度はそのがんの病巣の手術

のことを考えます。手術が成功すれば、この患者

は体質から健康を回復したということになります。

それは本質的な治療でございます。

同様に、社会政策のそういう本質的なものとし

ましては、昭和の初めからスタートしました、初

めは部分的でありましたが、健康保険というものが

ございます。当時、医療も含めましてすべての物の

売買やサービスの提供は金の支払いが前提であ

る、そういう生活習慣が近代という時代の基本的

な特徴として既成の事実であったときに、命を直

接左右する医療だけは金の持ち合わせのありなしにかかわらずサービスを行う、こういういわば市場、マーケットにあらざる非市場的な要素を注入しまして、大衆にとっては苦しかった当時の社会に清新な空気を送って蘇生の思いをさせたものでございました。これなどは体質から治癒させた医療にも似ていて、社会政策としては本質的な社会政策、こういう部類に入るかと思ひます。

ところで、今日ヨーロッパ、アメリカのいわゆる先進諸国はどこも不況、失業、赤字財政、貿易赤字の四重苦に悩まされております。日本はやや程度が軽いと言えなくもありませんが、周りの国々がそうならば日本だけが貿易がいつまでも調子がいいというわけにはまいらなくなりまして、やがて同じ苦難の道に巻き込まれるであります。

世界じゅうの先進諸国が病膏肓に入った感があります。その根拠はどこにあるかといえ、近代という時代、ヨーロッパでは二百年前から、日本では百年少し前から近代という時代に入ったわけですが、もうそういう時代が衰退の坂道を下りつつある。平家物語の冒頭で諸行無常、盛者必衰という哲学を掲げておりますが、これはどうも不滅の真理のように思われまして、近代という時代、ずいぶんと栄えた時代でありましたが、まさに衰えの道に入っております。そういう場合に、ただ経済面からの政策を施してみても回復の望みはございません。回復のためには社会全般のすべての面で近代のコースを、いわばらせん階段の線が上の方に向かってらせん状にターンしていくようなぐあいに社会自体が新しい要素を、いわば近代とは少し違った要素を入れてこないといふ社会が蘇生することができないであります。

そこで、今日のテーマでございますが、拘束名簿式比例代表制の導入に私が賛成いたしますのは、近代という時代は政治の面ですべて量が物を言う、一にも量二にも量、量に対する質というのはきわめて弱くて無視されがちだったのが近代の政治でございます。たとえば議員に出てくる

人も投票の量ですべて決められてしまう。自分も質がいいんだと思つていても量に決められればもう万事休すであります。国会の中では政党の所属議員の数の多い方が勝ちだ。こういう量がすべてを支配するのは近代の特徴でございます。それは、近代以前の政治が何か武力のようなもので勝負が決まった。それに対して平和裏に勝負を決めるにはスポーツと同じように点の多い方が勝ちだというのが勝つに切りかえた。これは近代としてはそうあるべきでございました。

また、近代民主政治が国民の成人全部に選挙権を拡充いたします。そういうことになったときに選挙権に質とかなんとかいうことは入れられませんが、すべて量が決めた。ですから近代においては量第一主義、それでよかったのでございましょうが、ここに来て近代がいろいろ末期現象を起してまいります。どうしても質を何とかして国会の政治に入れることが社会を蘇生させる道でございます。

この拘束名簿式比例代表制がスウェーデンとかデンマークなどの北欧の国々で早くから導入されたということも、そこに質を早くから入れたという希望があったからであります。それで拘束名簿式にしますとなぜ質が入るかと言え、それはもう御存じのとおり名簿の順番に人の名前を書きますが、その名前の書き連ね方、これを書くときに当然質が入ってくるからでございます。そうしますと、この拘束名簿式によって、いわば近代の量第一主義になった国の政治の中に少しでも質が入ってくる。これは分量から言えば、拘束名簿式によって出てくる議員さんは数は少ないのでしようが、そこに質の回復の端緒が開かれる。この制度の最初の間はまだ過渡期でいままでもとの妥協や関連がありますのでしよから、最初から質の名簿ということはむずかしいかもしれません。『最初の名簿は質が余りよくないのだ』と呼ぶ者あり。いや、これはどの政党にとっても同じことでございます。『笑』いや、私は非常に公平に客観的に申しております。とにかく今日の時点

点でこの制度を導入してすぐに効果ということはないかもしれませんが、世の中全般にわたって質が生き返ってくる、こういう方向に国の政策が持っていくことができるのが大事だと思ひます。持ち時間終了でございます。(拍手)

○久野委員長 どうもありがとうございます。次に、阪上公述人にお願ひいたします。

○阪上公述人 私は、選挙制度の研究者として四つの点にしばって個人的意見を申し述べることいたします。

第一は、参議院の全国区制の改革というものは、日本の議会政治における第二院としての参議院のあり方というものを前提として考察しなければならぬということでございます。現在国の財政危機で行政改革が叫ばれておりますときに、巨費を投じて参議院を維持する以上は、その存在理由と存在意義が国民に納得される形で示されなければならぬと思ひます。

その存在理由として、衆議院に吸収されない国民意思の代表、それから審議の繰返しにより慎重さを加え、衆議院と異なった視点から再検討する、それと同時に、法案に対する世論の形成と反映の機会を与え、衆議院のチェック機能としての機能を保持、あるいは衆議院が解散等により活動不能になる場合に国会の機能を補充する、こういった存在理由が考えられるわけであります。

これによって参議院のあり方としては、衆議院と異質の代表、衆議院が政党を中心とした数の政治、力の政治というのに対して、参議院は理の政治、良識の府ということが当初から言われたわけでありまして、無所属の学識経験者あるいは職能代表をその中心に置きたいということが憲法制定当時金森國助大田も再三強調された点であります。

憲法調査会におきましても、その報告書の中で参議院の異質性に基いて改革をしていくという方向が示されております。

特にその中で、全国区制というものは、衆議院と異質の代表を、全国的知名度の高い無所属の学

識経験者と、それから職能代表を確保する制度として案出されたものであります。私はこの初心を忘れてはならないというふうに考えるわけであります。今回の全国区制の改革はこの参議院の特色である無所属を頭から排除し、政党化を前提とする比例代表制案でありまして、参議院とそれから全国区制の創設の理念に逆行する、そういう案であるというふうに私は思ひます。

そういう意味で、参議院におきましては、政党化している現状を是として容認するのではなくて、参議院のあり方に反する非として改革の方向を模索するのが筋である。私は十数年前からこの参議院の政党化に反対して、このままでは参議院は第二衆議院化して参議院の無用論が出てくる、その前に参議院のあり方を再検討して改革案を進めるべきだということを主張してまいりました。

今回の改革案は、その政党化というものを前提として、無所属議員をすべて排除するという案でありまして、参議院の存在意義そのものを否定するものというふうに私は考えざるを得ないのであります。

第二に、この改革案の理由として、現行制度では選挙に金がかかる、選挙区が大き過ぎて選挙運動が大変であるという点が挙げられております。私はこの意見は現行の公職選挙法を否定して冒瀆する論理であると思ひます。

現在の公職選挙法は、巨額な国費を投じまして選挙公報とかあるいはテレビの政見放送、新聞広告、ポスター、ビラ、こういった選挙運動の公営化を進めております。公選法を遵守して選挙を行うということとを前提としておりまして、この公選法をそのまま守りつつ行えばそれほど金のかかるような選挙はできないはずでございます。全国区制ができましたときに、そもそもこの全国区制というのは全国を選挙運動で飛び歩いて選挙運動をするということとを前提としておりません。全国的に知名度の高い方が立たれば選挙運動をしなくても当選できるあるいは全国的な組織で職能代表が確保できる、こういうことを前提として

おるわけでありませう。したがって、金がかかる選挙ではなくて金をかける選挙が実態でありまして、現行の公職選挙法でも、それを守りさえすれば金のかかる選挙というものは十分実現できるわけでありませう。

そういう意味で、もし現行法で金がかかる選挙ということであれば、それは選挙法が実際には守られていないということを示すもので、それでは改革案が出て公選法が守られるという保証はないわけでありまして、選挙法そのものの存在意義というものが否定されることになりませう。

現行の全国区制の問題点は、選挙法を守らない選挙という不当な現実を前提にしております。選挙側の立場に立てば、金をかけずに選挙ができるというふうに私は考えるわけでありませう。

それから第三番目といたしまして、私は選挙制度の研究として、最も代表的な選挙制度である比例代表制そのものに反対しているものではありません。衆議院に導入するというのであれば私はむしろ賛成の方に回りたいくらいであります。参議院のあり方から見て、参議院へ比例代表制を導入するというに反対しているわけでありませう。

その上に、この改革案は次の点で憲法違反の疑いがあるということが言えます。

第一に、政党要件が厳し過ぎまして、一人一党はもとより、小政党の立候補も認められないというところは憲法第十四条の法のものと平等、第四十四条の議員資格の差別禁止あるいは第二十一条の結社の自由に関連する結社しない自由といったような規定に反する疑いがある。また、これを選ぶ側の有権者の立場から見ると、大政党のみを投票の対象とせざるを得ないということは憲法第十五条の公務員の選任権を制限し、国民の政治参加を制限するということになりませう。それから、比例代表制の選挙で個人の選挙運動が一切禁止されているということ、これは憲法第二十一条の表現の自由に反する。

こういった憲法違反の少なくとも疑いがあると

言われるこの法律案というものを違憲の疑義を残したまま拙速に法律化してしまうということは、唯一の立法府としての国会に許されることではありませう。議院制民主主義を守るために、これらの疑点に対して国民の納得できる結論を示すべきであらうと思ひます。特に、法律家の集団である日本弁護士連合会が違憲の報告書をまとめているということに対しては、やはりこれに対する説得できる結論というものを国会は出すべきであらう。

最後に、改革案が厳しい政党要件のもとで無所属候補や小党派の立候補を排除しているというところは、現在少なくとも三割は存在している無党派層を無視することになると思ひます。現在無党派層は増加する傾向にあり、政党政治の時代といえどもこれを無視することはできない存在となっております。政党本位の改革案はこれら二十万から二十五万の有権者の意思を無視し、実質的に選挙権を奪うということになります。

そのほかに改革案には多くの問題点があります。基本的に改革案は参議院の本来のあり方から見て、参議院の特性を失わせ、第二衆議院化させることによって国民に参議院への不満をつのらせ、ひいては議会政治への不信を引き起こすことにならうかと思ひます。日本に議会制民主主義を確立し、真の両院制というものを機能させるために、私は本改正案がとりあえず本議会で撤回される、そして十分再審議された上で再提出されるように希望したいと思ひます。

私は、最後に、参議院のあり方というものをから見て、この全国区の改革案というものを現在の形で引き起こすことは、これは参議院全体の性格といふものを基本的に壊してしまう、創立当時の、またこの立案者が考えた参議院のあり方というものに逆行する、そして政党化というものを前提として考えるこの改革案というものをそのまま押し進めるといふことは、うっかりすると角を矯めて牛を殺すということになりかねない、それくらい大きな両院制のあり方というものに関連して

と思ひます。

そういう意味で参議院地方区というものを見ますと、現在政党化が非常に進んでおります。参議院におきましては、全国区制が、無所属議員や職能代表あるいはタレント議員などユニークな政治家のわずかに残された窓口でありました。全国区制は参議院らしき残された最後の聖域を確保するものであったわけでありませう。これが政党化という形で進められ、そして政党人を中心とした衆議院と同じような構成で参議院が構成されるといふことは、参議院の本質的なあり方そのものを壊してしまう危険性がある。そういう意味で、日本の議会制民主主義を確保していくために、確立するために、私はぜひこの改革案の再考を促したいと思ひます。(拍手)

○久野委員長 どうもありがとうございます。

次に、西平公述人にお願ひいたします。

○西平公述人 私は、実は世論調査の研究をやったのであります。これは広い意味で、世論である選挙についても研究を広く行い、もっぱらそれを統計的に数字の上で研究してまいりました。主に日本とヨーロッパ諸国のそういうものについて研究してきたわけでございます。

比例代表制と申しますのは、一口で言いますと国民の意見の鏡を議会につくる、あるいは国民の意見の縮図を国会の中につくるということでございます。原則的にはどなたも御容認いただけることだろうと思ひます。しかしながら、それを具体化する上で越えなければならぬハードルといひます。幾つかのむずかしい問題点がございませう。したがって、私も比例代表制を採用するに当たっては具体的な案を考えなければいけないと思ひます。実は十数年来幾つかの提案をしてまいりました。幸い昨年は新書版の本を出すことができました。広く世の中の方に訴えることができたのでございませう。

その本の中にも書きましたことでございますが、第一院の衆議院を比例代表制にすることは賛成だが、第二院の参議院の方はむしろ、どの制度

にも欠陥がございませうので、比例代表制の欠陥を補うような方法を採用すべきだと実は書いていますのでございませう。たとえば衆議院の方でそういうことを採用いたしますと、どうしても人口の多い都会の代表、過密地帯の代表が大部分の議員になつてしまひまして、過疎地帯の問題というものはなおざりにされるおそれがあるものであります。したがって、まず第一院の衆議院の選挙方法を決め、その欠点を補う方法を第二院で考えるべきだ、こう考えてきたのでございませう。

しかしながら、今日ここで私が発言を求められましたのはそのことではないと思ひます。すでに提案されている公職選挙法の一部改正というこの法律案についての意見と考えまして、その点につきまして、いわば技術的な面から御参考になりそうな幾つかの意見を申し上げたいと思ひます。中にはすでに御審議済みのものであるかもしれませうが、その点は御容赦願ひいたします。

いただきました資料の要綱というのに沿つて問題点を述べたいと思ひます。

第一は名簿の提出要件というのでございませう。ア、イ、ウと三つの要件がございまして、議員五人以上、前回の選挙で四割以上、十人以上の候補者というように三つの要件がございまして、参議院と申しますのは、先ほど申しましたように国民の意見の縮図をつくるというところにならうがあるものでありますから、なぜこのように大きな政党だけに有利で、小さい政党あるいは一人一党、無所属というように名簿提出を阻むようなことをお考えになつたのでありませうか。しかも、これが第二院で採用されるという場合に、第一院の方ではある意味では政局の動きと非常に密接な関係を持つという意味で、たとえば西ドイツなどでも多少のこういう制限があるわけで、そういう点ではやむを得ないことかもしれませうが、第二院の方ではむしろじつじついろいろのことを考えるような名簿提出の要件というものはどうも賛

成しかねるのでございます。

しかし、すでにいままで存在している政党のためには、ア、イ、ウというのが条件だと、それは問題ないのでありまして、さらに私は次のような、いわばエ、オというような条件をつけ加えていただけないかと思うのでございます。

一つは、これは少し空想論といえますが、余り現実的な意味はないかもしれませんが、エといまして、都道府県議員あるいは市町村議員というように公選された議員の方々の推薦する団体が名簿を提出できる。これも一定数と考えられますが、そういう点も一応御考慮願えないか。

それより私が大事だと思ひますのは、オといまして、有権者の一定数の賛成が得られた名簿の提出は認める。特に参議院の場合は解散という

ようなことが急に起こるわけではございませんで、スケジュールが決まっておりますから、一定期間内に一定数の有権者の署名といいますが、賛成があればその名簿は認めるというようになことをお認めいただけないか。場合によりましてはそれは複数の県、たとえば四国というようになことをす

ぐばつと考えまして、四つの県以上にまたがらなければいけないというように幾つかの制限は必要かもしれないが、そういうこともお考え願えないかと思うのであります。

なお、ちよつとつけ加えますと、小党分立ということが政局の混乱をもたらすというように言われることがあります。そういう場合に第一次大戦後のワイマル憲法下のドイツの例がよく引き合いに出されるのであります。しかしながら、それは小党分裂のゆえにヒットラーの登場を促したということではございませんで、むしろ大

きい政党、申すところの政友会というような政党の間の混乱がそれをもたらしたのであります。さらにまた、あべこべに二大政党制と言われているイギリス、カナダ、オーストラリアというような国を見ますと、そういうようなところでは議会の解散が頻々と行われておりまして、決して政党の数が少なければ政局が安定するといふものではござい

ません。

それから次に、第二番目に名簿の構成といひますか、いわゆる拘束名簿制についてでございます。

私は、比例代表制の具体案を検討するに当たりまして、日本の政党の実情では、政党というより党員組織の実情では、拘束名簿をつくるのは非常に困難だろうと素人考えに思ひました。かつまた経験豊かな議員の先生の御意見でも非常にむずかしいだろうということでもございました。また、ヨーロッパ諸国などでも名簿をめぐるスキヤンダルは数知れずさやかれております。しかしながら、これは私の書生論でありまして、政党の方々ができるといふのであればそれはつくつてみていただきたいと思うのであります。

しかしながら、そういう議員といひますか、政

党の側だけではございまして、有権者の側の意見もお聞きいただきたいのでございます。ヨーロッパの多くの国で、比例代表制が採用されているところでもございまして、実は拘束名簿について有権者の方は個人が自分の意思、個人的な好みが出せないという点に不満がございまして、各国とも

もと言つていいと思ひますが、有権者の意見が反映するようないい方法をつくることに大変な苦勞をしております。このような大変な苦勞が、ヨーロッパ諸国の間で統一した比例代表制の制度でない、

各国それぞれ別の制度を与えているということでございます。このような苦勞は、議員の側と反対にありまして有権者の側のことを考えると、十分お考え願ひたいのでございます。西ヨーロッパ諸国の中で完全な拘束名簿式を使っているのは、民主

的な選挙が始まって十年に満たないポルトガルとスペインだけでございます。

それから次は、第四番目に挙げられております供託金のことでございますが、ここで書かれておりますことは、個人中心の選挙からの発想ではな

いかと思うのであります。

比例代表制では供託金というものは本来なくてよい。名簿の提出という場合にはなくてよい方法ではないかと思うのでございます。しかも四百万円とかを候補者ごとに出すというの、どうもこれは名簿式の考えに反する。そしてまた、供託金没収という点につきましては、これもまた当選した人数について考えるというの少しおかしいのではないかと。

要するに、名簿というもののついて、たとえばある名簿が何%以下しかとれなかった場合は、それは供託金を取るというの、一つの考え方かもしれません。要するに、供託金を取るというの、はじめにあるいは売名的な候補者が選挙に立てないようにならうということにねらいはあるのだと思うのであります。そのためには、先ほど初めに申しましたように、名簿の提出政党がすでに既存の政党である、そのほかに国民の中、有権者の中の多数の方がこういう政党には、こういう団体には名簿を出させてもいいのではないかと考えられるようなものから出させればよいというように、供託金の問題は解決するのではないかと。

なお、この点については、選挙運動のところでもちよつと触れたいと思ひます。

次は、投票の方法でございます。リスト名を記名するということになっております。しかし、現在の個人の選挙でありまして疑問票というものは多数ございまして、その処理は必ずしも明瞭な方法ではございません。すでに得られたものに比例してというものは、実は余り明瞭な方法ではないと思ひますが、名簿式になりますと類似政党というものが出てくるおそれが多分にございまして、もしこれを記号式と言ひたい、印刷する投票用紙にチェックするといふような方法にいたしますと、たとえば政党名のほか括弧して略称をつけるとか、あるいは総裁、委員長という方々の名前をつける、場合によりましては、都道府県ごとに別々の用紙にして、看板候補と言つては失礼かもしれませんが、都西ドイツでもすでにやられておりますように、都

道府県ごとにそこへ書く候補者の名前は変えるというようにあることがあつてもよいと思ひます。有権者の側からは、何党、しかも、ああ、あの方が委員長なんだ、あの方が党首なんだというので、しっかりとわかつて、責任ある投票ができる。そういう点において記号式投票を御採用願ひたいのかと思ひます。

ちなみに、記名式投票というのは、日本と、現在の韓国はちよつと私存じませんが、十年くらい前の韓国だけだといふぐあいに聞いております。少なくとも西ヨーロッパ諸国では記名式というやうなものはとられておりません。

次に、当選人の決定、と申しますよりは議席配分の問題でありまして、それがドント式というものが提案されておるわけであります。比例代表制といふものを一番簡単な規則で表現すればドント式になると思ひます。ただし書きといふやうなもの、つまりほとんどない、全く要らないと言つてもいいくらいのものでございます。普通パーセンテージを、得票率を議席に掛ける、単純比例制とか言われているようでございまして、そういうやうな方式ですと、実は四捨五入とかその他についていろいろなただし書きをつけなければなりませんし、かつまたアメリカで百年近く前にわかつたことではあります、妙なパラドックスが起こるのでございます。

そういう意味で、ドント式は大体単純比例制とほとんど同じ結果になるわけでございます。そういう考へ方からはドント式がよいと思ひます。

しかしながら、先ほど申しましたように、第二院というところでは十分少数意見も考慮すべきだといふやうな点を考えますと、ドント式よりは、完全な比例代表制ではございせんが、サント・ラゲあるいはサン・ラゲとも申しますが、そういうやうな方法、あるいはそれを修正した方法を使ひまして、少数政党のみならず国民の中の少数の方の意見を十分聞きになるやうにお考へいた

だ

けないものかと思うのであります。

さらに、これは書生論かもしれないけれども、少数意見の反映をするためには、名簿連合、アパランテと呼んでおりますが、縁組みとも言うておりますが、そういうような方法で、少数意見をさらに保護するというのも、御審議だけは願いたいのであります。

六番目の項目の、選挙運動に關してでございますが、これもやはり何か名簿を中心の選挙でありながら個人中心に考えられている規定のように思われるのであります。

たとえば、二十五人の制限というふうなことは、恐らくテレビに二十五人の方の顔を出すというふうな発想からなされていると思うのであります。が、名簿選挙になりました以上は、いわば政党の選挙でございますから、政党の方々がテレビに顔を出す——顔を出すというのは失礼な言い方ですが、御意見をされるというようにすべきでありまして、そうすれば何とも二十五人というふうな制限は要らないと思うのであります。

さらに、先ほどの供託金の問題にも関連することでございますが、選挙公営というものは、テレビやラジオにどうかというところよりは、別の方法が最近ヨーロッパでもどんどん採用されております。西ドイツでも、イタリアでも、スウェーデンでもすでに実行されておりますし、その他の国でも議論されていることでございますが、たとえば、そういうような新聞広告、ラジオ、テレビ、チラシその他の費用は、要するにこの場合、名簿ですら、相当大きな団体でありまして、その団体が負担する。そして選挙後、一定の得票を得た名簿に対しては、一定の額を国の予算から出すというふうな選挙公営というのを考えるのはいかがかと思うのでございます。

以上、細かいことをいろいろと述べ立てました。しかしながら、とにかく国民の方にとりましては、たとえば新聞なども七月になりましたからやと細かい議論が出てくるようになりますので、十分に理解をしていないのであります。でき

ることなら、これは選挙でございますから、国民の側を考えまして、十分意見が、長所、短所、わかるような結果を踏まえて、それから審議されることを望むものでございます。

どうもありがとうございます。(拍手)
○久野委員長 どうもありがとうございます。
次に、高橋公述人にお願いたします。

○高橋公述人 同盟の高橋です。公述の機会を与えてくださった貴委員会に感謝を申し上げます。私は、現在審議されている公職選挙法改正案、拘束名簿式比例代表制について反対の立場でありますので、これからその理由を述べることにしたと思います。

まず、この拘束名簿式比例代表制というのは、有権者、国民にとって、きわめてわかりにくいものであると思うのです。その改正理由として、現在の参議院全国区制度は、選挙区が広過ぎて運動量は大変であり、候補者の選挙が困難であること、また候補者にとって膨大な経費がかかり過ぎること等が挙げられております。

この改正案の理由の発想は、選挙される候補者の都合のみを重視し、有権者である国民無視の本末転倒なものと私は言わざるを得ないと思うのです。本来参議院選挙制度は、現行憲法にのっとり、衆議院とは異なった性格と特徴を持つもので、衆議院に対する再審機能であり、行き過ぎた政党政治の弊害をチェックし、是々非々の立場で是正する機能を期待し生まれたものであるはずだと思っております。

ところが、拘束名簿式比例代表制の導入は、参議院の政党化を確固不動のものに促進しようとするもので、参議院の存在理由と二院制をみずから否定する結果となるのが最大の問題点であります。

また、拘束名簿式比例代表制は、国民代表及び平等選挙並びに自由選挙の原則をひずり、個人の

立候補を禁止し、候補者を通じて国民の意思を反映する選挙を不透明にするもので、選挙制度の根幹を揺るがす重大な問題でもあります。

社会党の改正案も、自民党案と比較すると若干の緩和策がとられていますが、本質的には全く変わりない制度内容であり、中小政党にとって全く不利になる一方で、大政党にとっては圧倒的に有利な、そして都合のよい選挙制度であると言われてもやむを得ないものだと思うのであります。

さらに、この改正案では、全選挙区に地方区候補を立てられない政党の場合は、従来の地方区の運動とあわせて全国的な選挙活動が必要となり、きわめて不公平になるばかりでなく、特に小会派、無所属候補を参議院全国区から事実上一切締め出そうとするものであります。

拘束名簿式比例代表制はまた、党議拘束が一層強化されることになり、候補者の選定順位をめぐって利益団体やまたは派閥などの争いを激化させることになるため、かえって国民の選挙意識の高揚と政治不信の解消を図ることに逆行するものだと考えます。

また、改正案の内実は一層の間接的な選挙であり、候補者の名簿をつくるということとは国民主権の精神を反映することができなくなります。加えて、今日まで特に参議院議員選挙については党より人で投票している日本の政治風土の中で、政党への投票には抵抗が強く、棄権の増加を招く結果になると心配されるわけであります。

今日国民の中に無党派層が四〇％を超えているという実態から、この改正案ではますます国民の選挙離れを促進することになり、国民と政治との距離を拡大させることになりましょう。まして、拘束名簿であるがゆえに、その順序の変更は国民に許されるものではないため、国民の無関心は一層助長され、民主主義に逆行することが懸念されるわけであります。

拘束名簿式比例代表制が全議員のうち一部の全国区選出参議院議員だけに適用されるということとは、候補者名簿の順位決定権を政党幹部が握ること

となる以上、当選者は政党または派閥に対し忠実になりがちであり、選挙民、国民とは遊離し、主権在民という憲法の基本精神に反することにもなります。

選挙制度の根幹にかかわる改正は、現存する特定政党間のみでの問題ではなく、民主主義の基本的なにかかわる議会制民主主義の土俵づくりの問題であり、きわめて重要な国民的政治課題であります。したがって、一党の多数を頼んで押し切ることとは民主政治の基本ルールに反することであって、本来全政党的合意が必要であるはずですが、かつて、政府の選挙制度審議会においても、この問題が幾たびか取り上げられ、結論が得られないままになっていくようでありました。しかし、国民にとって重大な問題であるだけに、衆知を集めて慎重に検討するために、国民各層の代表者による第三者機関の設置などによって、参議院全国区制の問題点がどこにあるのかを明らかにし、国民の合意を求めて改正すべきと考えられるのです。

最近、一般国民の中では、政党化が進み二院制の効用がすっかり薄れていくことに失望しております。特に国会において国民生活にかかわる具体的な政策論議が少なくなりつつある中で、多くの国民が参議院本来の機能回復を強く求めているとまだに、政党本位の選挙制度導入は発想の逆転であると思うわけであります。

現行全国区制では経費がかかると言われていますが、改正案は必ずしも金がかからない制度と断定するのは誤りであります。全国区は政党への投票となれば、全地方区または多くの地方区に候補者を擁立しなければならず、地方区選挙は全国区とペアとなり、まさに大激戦を展開することになり、そのため地方区への資金投入が増大することになることは自明の理であると思うわけであります。

また、現行の全国区制度は、選挙区が広く運動量が過大であり、候補者名の周知徹底がきわめて困難であると言われていますが、改善の策として地方区制一本のみにするとか、またはブロック制

の導入などによって改革することも可能なはずで

この改正案の発想は、さきに述べたように、選挙される大政の候補者側の都合のみを重視し、有権者である国民を軽視するものと言われている。有権者を得ないものであります。一般国民は、衆参両院議員の定数は正と政治資金規正法を抜本的に改正し、公正にして公明な、そして金のかからない公営選挙を強化することこそが先決であり、その改正を強く求めていると思います。

今回の改正案によれば、名簿を提出できる政党などの条件として、国会議員五人以上、直近の国政選挙で得票総数四割以上、公認候補者を十人以上のいずれかであることが要求されています。無所属であった候補者あるいは新たに立候補しようとする有権者は、この三つの条件に拘束されることとなります。したがって、新しく立候補する場合は政治団体を新たに結成しなければならず、政治結社を結成することにもなります。そして十人以上の候補者を擁立しなければならず、全員を全国区候補とすれば四千万円という膨大な供託金をそろえなければならぬことになるわけです。さもなければ、政治信条に反してまで政党や政治団体に無条件に所属しない限り立候補ができなくなり、法のものとの平等、立候補の自由並びに個人に投票する自由も拘束されることになるわけであります。

よって、この改正案は、まさに法を曲げてでも大政の党利党略による改正としか考えられないと思います。

選挙制度は国民の権利にかかわる重大な法案であり、特に民主主義の基本ルールの原点であるだけに、改正は一時的な党利党略に走ることなく、慎重に審議されることを強く求めるものであります。

次に、改正案による選挙運動の面について意見を述べることにいたします。

自由民主党の改正案によれば、選挙運動には自動車、マイクの使用、文書図画の配布、街頭演

説、個人演説会を禁止し、一党当たり一地方区に一つの選挙事務所、新聞に政党の広告、ラジオ、テレビによる政見放送、一回限りの選挙公報の発行、投票所における候補者の名簿の掲載に限定しようとしています。これだけを見る限りにおいては、確かに金は余りかからないように見えます。

しかしながら、国民には候補者を知る権利があり、言論の自由は本来選挙において生かされなければならぬもので、これまで規制することは決して許されるものではないと思うわけです。候補者の街頭演説などまで禁止されるとすれば、有権者である国民と触れ合う機会を失うばかりでなく、国会議員はだれのために働くことになるのか問われることになり、一層政治に対する信頼性を失うことになりかねません。

わが国は、今日内外ともにきわめて厳しい環境に立たされておられ、政治の役割はかつてなく重要な時期を迎えていると思います。それだけに、政党や政治団体の国家、国民のための諸政策、政治倫理の確立などを明らかにすることが重要であります。そして、国民の判断によって投票されるものでありますから、候補者の数などによって選挙運動を規制することなく、公正な選挙実現のために制限緩和を図るべきであると思うわけであります。

以上をもって、反対の立場での私の公述を終わらせていただきます。(拍手)

○久野委員長 どうもありがとうございます。次に、福岡公述人にお願いたします。

福岡公述人 駒澤大学法学部で政治学と比較政治学を担当しております福岡と申します。

いままでは四人の方がいろいろな側面からお話をしてくれましたが、各論的に申せば幾つかお話ししたいことがあるのですが、選挙制度というものを本来的に見ていく中で一つ感じるのは、選挙制度というものは長所も短所もあると言われていますように、かつて一九五八年フランスでドゴールが共産党を封じ込めるために二回投票制という制度を持ち込んで、それが今日左翼連合を生み、フラ

ンスのミッテラン大統領という逆の結果が出てきたという形になっております。選挙制度というものの、善用するにも悪用するにも、それは政治に携わる皆様方の御判断と良識にかかわっていると思うわけであります。

その中で私が一つ感じますのは、選挙の制度とその国独自の政治風土といいますが、最近の政治学の中では政治文化という概念を使っておりますが、その国独自の政治の風土、文化というもののかかわって検討していかなければならない。その意味で、スウェーデンでも二院制を一院制にしたという大改革がありました。日本でも現在、まさに革命的行為と言われている選挙制度の改革は、あくまでも実態に即してよりベターなものにしていくということが基本原則であろうと思っております。

その意味で、私は比例代表制というこの制度が、枝葉末節においては先ほど西平先生も御指摘にありましたようにかなり多くの疑問点がありますが、民意を鏡のように反映するという、議会政治の上で一番大事な国民の意見である民意の議会政治へのフィードバックを可能にするという意味ではきわめてすぐれた制度である。

もう一点は、比例代表制という制度を研究していく中で非常にむずかしい点は、比例代表制というのは比例代表制論者と比例すると言われるほどの非常に数多くあります。その各国それぞれの研究をしてみますと、まさに党利党略であり、国策であり、いろいろな形でありますので、そのすべてを網羅することはここでは時間の関係上できませんが、私なりに考えました幾つかの点を披瀝していきたいと思います。

最初に、国民の意見を国政に反映するという意味で、比例代表制は確かにすばらしい制度でありました。しかし、それがかつての西ドイツといえますかドイツの戦前における、あるいは今日のイタリアにおいてあるいはデンマークがこの間ついに十党を超える、政党のシステムの破片化という言葉を使っておりますが、非常に政党が分散化し

ていく。フラグメンテーションという、断片化、破片化という言葉を使われますが、これを起こしますと、今日政治問題が非常に山積をしているはずであります。山積をしている中で党利党略、政党間の交渉というものが非常に重要視されまして、政策とか行政が二次的、三次的なものになってしまふ。そういうようなことを考えますと、政党システムの破片化ということは防がなければいけません。その意味で制限事項が、ヨーロッパの比例代表制を採用している国々では非常に多く採用されております。それは五割であったり、あるいはスウェーデンの四割であったり、デンマークの二割であったりというふうな形になっております。

今回、この公職選挙法の提案理由説明をちょっと見ていく中でお話をしたいのですが、先ほど後者の各論のところは西平先生が御指摘をされましたので、私は前文に当たります「全国区制度の改正について」というところからお話をしていきたいと思うのです。

その中で、提案理由が四点について出ているわけですが、簡単にリビートになりますがお聞きください。まず一点目が「参議院にふさわしい人」という概念が出ております。これは、参議院にふさわしい人がどういう人かは定かではありませんが、恐らく良識の府としてふさわしい人である、もうちょっと言うならば市川房枝さんに代表される出たい人より出したい人という、いまの全国区とは全く逆の立場になると思います。

第二点目につきましては、「八千万人の有権者を対象とする個人本位の選挙となつているので、有権者にとつて候補者の選択が著しく困難である」と書いてあります。ちなみに、前回の同時選挙での無効票の数は、全有効投票の七割を超えております。実に四百万票以上であります。四百万票をとれない政党もいくつあるわけですから、そのことを考えますと、これはいまの全国区制度に対する痛烈な皮肉であると私は考えております。ちなみに、当日行われました地方区、衆議院

の無効票の約二倍であります。具体的な数字はここにありませんので、もしよければそれはまた後ほどお話をしたいと思います。

それから、投票日の当日になって決めるという人がどのくらいいるかというと、これも地方区や衆議院と比べると約二倍ありまして、投票日、すなわち投票箱の前でだれにしようかなというかなりいかにうんぬんが前回は八割、これは世論調査の結果ですが、ありました。明るい選挙の世論調査であります。

このような約四百万票以上という無効票の存在と、それから投票箱の前でどうしようかな、一番右の上に書いてあったのがどなたかわかりませんが、その人に入れてみようかという八割の人、このことを考えていくと、制限事項となります。たとえば全国区の票で直近の選挙で四割とかあるいは国会議員五人とか無所属十人集めなければいけないということが何と枝葉末節な陳腐なことであるかということを、まずもって考えなければいけないと私は思っております。

それから三番目の「膨大な経費」、これはまさに金権選挙の原因でもあるし、もう一つは永田町は圧力団体に席巻されてしまったと言われるほど、狂ったような選挙になると思うのですが、その意味で今回の比例代表制は、この点を改めるには最良のものだと思っております。

その次、四番目になるのが、個人本位から政党本位の選挙ということでございますが、やはり国会政治、議会デモクラシーが政党政治というものを大前提としなければ運営できないということは自明の理であります。確かに、国会にももろの意見を反映するために一人一党的な人が登場することは好ましいことであると同時に、まさに先ほど言いました政党システムの破片化を促す原因でもあります。ある意味では、自己満足で選挙に出てきて当選をしていくということもあると思えます。

この四点の中で、今回の比例代表制名簿拘束式というものが、実を言うと二点目、候補者の選択

をやさしくする、これは従来百人の中から選んできたのが、七党か、せいぜい八党派ぐらいから選ぶわけですから、かなり楽になります。そういう意味では、非常にいい制度であるとは私は賛意を表したいと思います。

三番目の「膨大な経費」、これはどんなことがあれ、数百億あるいは数千億と言われた前回、前々回、四十九年以降の金権全国区選挙を考えれば、これははるかに安い選挙制度だと思つて、これも私は賛成をいたします。

それから「政党本位」、この問題と一番目にある「参議院にふさわしい人」ということを考えていったときに、政党要件の国会議員五人、直近の選挙で四割、それから無所属の人たちは十人の会派をというところは余りにもきつ過ぎるのではないかと。これは明らかに提案理由と自己矛盾を犯している。これは大きな問題ではなからうかと思えます。従来の公明党やあるいは参考人のいろいろな意見の中でも、これは自民党推薦の方でも恐らくその点で、私は新聞の示すところではしか理解をしておりませんが、政党要件の緩和ということをやったおかげであります。公明党が、あくまでも議案の慎重審議の要するにプレステイジづけというところで終わるのならそれは仕方ないところでありまして、もし、本間に委員会あるいは国会が国民の意見を代弁し国民を代表して話し合うということを考えていくならば、この政党要件の緩和という点はぜひお考えになつてほしいと思えます。

この中で、たとえば前回の同時選挙のときの全国区の票で四割ということに該当するのは、まあ多くの政党は該当するわけですが、その中で市川房枝さんと青島幸男さんの票を見ますと、これは四割の要件を超えております。二百七十八万票と二百二十五万票ですから、有効投票の四割というのは当選しております。この四割というのは、確かに個人でも可能な数字であります。先ほど西平先生も言いました衆議院、第一院であるならば、大いに僕は四割か三割ということで御指摘を

してきたいわけですが、参議院、第二院である、そして全国区である、唯一の良識を代表すべきところである全国区の改正であるならば、これは社会党案の二割よりもっと少なく、たとえば前回、コロンビア・トップさんという方が五十六万票で落選をしておりますが、この五十六万票というものは有効投票の約一割であります。

僕は、全国区であるならば一割ぐらいまで一気に下げる。下げれば泡沫候補の出馬ということもチェックできるし、それでなおかつ、一人一党でも国民をある程度――先ほど西平先生が、ア、ウ、ウという要件があつて、オとして、一定の推薦を得た人はいんじやないかというお話がありましたけれども、私は全くそれと同じで、数字で言うならば前回の選挙での一割とか、あるいは全国区で四割にまたがって、たとえば五万人か十万人かある一定の推薦の名簿がついていなければ、その人たちにやはり出馬の権利を与えなければ、これは法律、憲法上の問題どころではない。これは自民党の提案理由の第一にある「参議院にふさわしい人」というこの第一要件を拒否するものであつて、これは自己矛盾の全国区改正というものはないだろう。この一点で、私はやはり党利党略という面に即した発想ではないかというふうに考えております。

それ以外に幾つかの問題点はあるのですが、選挙運動の件につきまして一点お話をしておきたいのです。

選挙運動のことにつきましては、先ほど供託金のことに触れてお話をしましたが、政党というものを認定して選挙を行う以上、改めてなぜ供託金を取るのかということ、これは非常にナンセンスである。政党本位の選挙にする以上は意味がないと思うのです。もちろん、改正の段階で一人一党が出られれば、これは考えなければならぬわけですが、この点は非常に自己矛盾の論理展開であらうと思えます。

もう一点は、選挙運動の問題ですが、確かにいま参議院の全国区でも、政党本位で選ぶ人の方が

個人本位で選ぶ人よりも多くなつております。これは過去三回の例で見ても、四八分前後で政党を選んでいる人の方が多いです。ただ、この段階で、いままでの全国区でも、テレビの政見放送とかあるいは選挙公報とか、そういうようなことを選んでいいる人が、何を有力にしましたかという中で上位の一、二、三位ぐらいを占めているわけなんです。

その意味で今度は、どのようにテレビの政見放送みたいなものをやるのかわかりませんけれども、たとえばスタジオの中で各党に時間割り当てで、一時間どうぞ好きに使ってくださいなんということを言わないで、もっとどこでもいいから好きなように時間を与えて、諸外国のように好きなようにおつくりください、時間だけはチェックするけれども、あとはもう御自由ということ、あるいは、政党本位の選挙というものは政策本位の選挙になるわけですから、政党の党首あるいは参議院の方の会長が団長かわかりませんが、その人が出てくるのか、あるいは候補者同士五人ずつで徹底して討論させて、その中で、ああこつちの方が能力があるなとかいろいろなことを、国民に判断の材料を与えるならば、選挙公営の徹底した拡大をもつてすれば、日本のこの非常にゆがんだ政党選挙システムというものが少し立ち直ってくる涼風を投げ込む一つの契機になると私は思いますので、その点は大いに声を大にしてお話をしたいと思ひます。

あと、繰り上げ当選のことは、余り私はよくわかりませんが、もし六年有効であるとするならば、あるいはその途中でもって、参議院に比例代表で受かった人が衆議院に転出をするとか、あるいは知事選に出てそつちで当選するとかいうような十分予想される範囲であります。それが予想される範囲であるならば、繰り上げ当選は六年というものはもうちょっと短くすべきではないかというふうに、幾つか問題点を御指摘してお話をしました。

どうも失礼いたしました。(拍手)

○久野委員長 どうもありがとうございます。次に、松本公述人にお願ひいたします。

○松本公述人 委員長から御紹介いただきました日本医師協会の松本でございます。

私は、憲法の理念、意思を生かすために本委員会が設置され、さらにそこで審議されておられます委員の諸先生に対して、国民の一人として敬意を表したいというふうに思います。

私は、日本の医療労働者で組織をしております日本医師協会の労働組合の責任者でございます。

その運動の中心には常に日本憲法の理念を置きながら、私たちの民主的な権利の拡大とあわせて国民、患者の命を大切に、そのことを常に一体として追求をさせていただいております。まだまだ微力ではございますが、私たちの運動の中から、患者さんたちの自己負担、現金負担などをなくするという運動の成果に、マスコミなどもさわやかであるというふうな評価をいただいております。

そういう運動を進めております運動家としての視点、さらには一国民としての視点をもって、今回審議されておられます法案については、基本的な態度といたしまして、これは明快に反対であるという態度の表明をさせていただきたいというふうに思います。

あわせて、私は、いわゆる比例代表制という問題について、それが本当に国民の意思を十分反映できるような、そういうふうな合意がつけられた中での制度として発動していくならば、そのことについて反対をしているのではないということも意見を申し述べておきたいというふうに思います。

そこで、反対の理由でございますけれども、時間の制約がございます、したがって、私の立場として、主に二つの立場で反対の理由を申し述べさせていただきますというふうに思います。

した前段の経過、参議院におきましての本法案の審議経過、これは、自民党さんのきわめて暴挙とも言えるような経過に乗って送られてきている。そのことについて私は、反対の第一の理由として申し述べておきたいというふうに思います。

二つは、いわゆる政変三要件ということで盛り込まれておりますが、このことについても、これは憲法の条文に明快に違反するのではないかと、この二点のうちの第一点の中の細目について発言をさせていただきます。

私は、本日の公述人として出るに当たりまして、参議院での特別委員会の議事録についても一通り目を通させていただきました。そこでは、参事人さらには公述人ともに、この法案に対しては反対、さらに賛成の立場はありまして、共通項としては何かというと、それはできるだけ政党間の合意、国民の合意を得られるように、そのことをぜひ努力をしてほしいということが、それぞれ出席者の共通した発言でありましたし、強い意思であったというふうに思います。

ところが、事態というのはどういうことになったのか。これは新聞報道などもされておりますし、あわせて私が繰り返し必要はないかと思ひますけれども、この席でやはり一国民として、その経過について批判を含めて発言をさせていただきたいと思うわけであります。

それは、七月十六日の参議院本会議の強行採決、それに先立ちます七月九日の参議院特別委員会における自民党さんのいわゆる単独強行採決、これは前例のないものだといふふうに言われておりますし、国会史上汚点を残すと言われておりますが、私はそれとおりであらうというふうに思っております。

特に、七月九日の委員会での三点の乱暴な審議の方法というものは、私は許されるべきものではないんではないかというふうに思っております。

その一つは、委員会開催定数に達していない状態で強行に採決をされているということでございます。

ます。

二つは、身体障害を持つ前島議員が入室できない状態で、そういう状態が明白にあるにもかかわらず質疑の権利を放棄するような、そういうふうな運営をなされているということであります。

また、三点としては、上田委員長が表決参加の委員数の誤認をなさっているという問題もあります。

その上に、事態収拾をするための参議院議長議長所信という内容についても、これも二重の誤りをなさっているのではないかとこのように思ひます。そのことは、この委員会の成立前に参議院議長が所信を述べられるという点では、この委員会さらには衆議院を軽視をなさっているという関係がございます。

さらには、所信の中に六十一年度の参議院通常選挙、その後には「必要により本制度に検討を加えるものとする」というふうなことで、これはすでに欠陥がある法案をそういう所信で補おうという、二つの誤りをなさっているという、二重の越権行為というふうな内容があるのかと思ひます。

特に私は、そういうことについての抗議が広がっておりますが、あわせて、私自身は医療労働者の立場で、どうしてもその経過について強い抗議の意思を示しておきたいと思ひます。そのことは、前島議員の発言を事実的に封じ止めたという内容でございます。政府も、さらには自民党も、いわゆる国際障害者年については大々的に参加をし、またそのことのキャンペーン等も張られたというこの事実については知っております。

そういう内容と、しかし本当に身体に障害のある方が、そのことを押しつけて議事に参加しようとする方の意思を無視して運営をなさる。これは私は、憲法を超えたいわゆる非人間的な行為として許されないのではないかとこのように考えております。

そういう内容を前提とした法案であるとすれば、そのこの実行が果たして本当に民主主義を發揮できるでしょうか。私はできないのではない

かというふうに思ひます。まさにそのことが、この法案の持っている内容を、あの参議院における暴挙というのは先取りして実践をされたのではないかとこのように思っております。その点では、新聞でも報じておりますが、自民党推薦の富田明大教授が新聞のインタビューに答えられまして、自分の発言そのものについてもあるいはセレンニエではなかったのか、本当の意思が反映されていないという抗議の批判等もなされております。

こういう内容について、まさに国民がどういう立場で見ているのかという点を十分尊重しながら審議をお願いしたいし、またこの法案については撤回なさるべきじゃないだろうかというふうに思ひます。

第二点の問題であります。第二点は政党の三要件の問題でございます。これも先ほど来から、公述人の諸先生からも意見が述べられておりますから、その点については私は深くは論及をいたしません。しかし、無党派議員を制度的に一掃するということという内容であるということについては、これはファシヨ的な暴挙案ではないだろうかというふうに思うところであります。

国民の選挙権、被選挙権については選別することができないとする憲法の四十四条の条項に明白に違反をするんではないかとこのように思っております。

私たちが組織しております労働組合は、できるだけ憲法の意思を大切にしようという立場で、参加をいたしております組合員の思想、信条の自由については、これを完全に保障し、またそのことを実践をいたしております。さらには、政党の關係においては、政党とは要求に基づいて協力、協同をするという立場をとっております。日本の労働運動では、民社党支持とか社会党支持とか、そういう労働組合があることと政党支持關係を持てているという、私はこれは間違いだと思ひますが、それがありませんが、私たちは憲法を大切に、憲法の意思を大切にしようという立場で、個人の思想、信条の自由、政治活動の自由は保障をいたし

ております。

私たちの労働運動の次元の問題とこの国会における次元の問題とは、性質を異にするかとも思いますが、しかし共通する内容というものは、民主主義を大切にする問題、憲法を大切にする問題という点では、共通項があるかというように思いますが。そういう意味で、私たちの視点で、すでに思想、信条を大切に、さらには個人の政治活動の自由を保障するという視点また実践を通して見まして、この問題については大きく私たちの運動上からも懸念があるということをつけ加えておいていただきたいと思います。

したがって、こういう本場に国会史上汚点を残すようなことを急がれるという内容が何にあるのだろうかというふうには考えます。それは私たちはこれにも明快に反対しておりますが、いわゆる第二臨調基本答申に見られます軍事費には手を触れず、私たちの医療とか教育とか、また公社を民営化するという、そういう内容の政治基盤づくりではないだろうか。

またさらには、もつと急がなければならない問題というものは、このことをこれほど急ぐのではなく、まさにロッキード判決に見られるようないわゆる金権体質と言われる政党の体質を改善されることとか、また選挙の自由を拡大する問題とか、そういうことが先議されるべきではないだろうかというふうに思います。さらには、こういう選挙の繰り返しというのは、将来の小選挙区制とか憲法改憲につながるという、そういう底流があるというふうには私は強く心配する立場から反対をさせていただきます。

最後になりましたが、朝日新聞の三日付の記事の中に、この国会で審議されます法案と関連をして、いわゆる比例代表のヨーロッパの問題を紹介をされておまして、そこでは、個人立候補は保障をするという問題とか、供託金をとらないというところがほとんどの国の通例になっているというようにも商業新聞で紹介をされていまして、

た。

いま基本的には私は反対であります。仮に百歩下がってしまえば、いわゆる比例代表制が実施されるにしても、しかしこの制度というのは、日本では全く初めての選挙制度の実行でございます。ドント方式とか拘束比例代表制、このような問題について、国民にとってはきわめて耳新しい言葉でございます。私ごととなって失礼ではありますけれども、ドント方式などというのはほとんど承知いたしませんので、百科事典等で調べて最近よくその内容がわかったというふうな、そういう状態でございます。だといたしますれば、ほとんど多くの国民は、いまの自民党案として出されていきます法案の中身について、私は大きくは先ほど二点の問題で反対いたしました。それらの内容とか、また参議院における強行採決の問題等についても承知していないのが実態ではないだろうか。そういう中において今回のようなことが急速に進められるという点についても、まさにこれは憲法の意思を無視している、また私たちがいわゆる選挙権を持つ者の意思も無視をされているのではないだろうか。ほとんどすべての公述人だとかさらには参考人が申しておりますように、政党間の合意とか国民の合意が十分図られるような、少なくとも最低そのことは保障するものが、私は国会における諸先生方の憲法が要求いたします義務ではないだろうかということを強く発言をさせていただきます。

時間のようにございますので、これをもちまして私の公述人としての発言を終わります。どうもありがとうございます。(拍手)

○久野委員長 どうもありがとうございます。以上で、公述人各位の御意見の開陳は終わりました。

午後一時から公聴会を再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時二分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き公聴会を再開いたします。

これより公述人に対する質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。住友作君。

○住友委員 公述人の皆さんには午前中大変貴重な御意見を拝聴いたしました。私も、大事な制度でございますので、当委員会において慎重な審議をいたしておるわけでございまして、皆さんの意見が伺えたということは大変幸甚でございます。

ただ、皆さんの意見発表の時間も限られておりますし、私の持ち時間も大変少ないので、いろいろなことをお伺いしたいのでございすけれども、時間がございせんので、要点をしぼって御意見をちょうだいしたいと思います。

私も自身も、明治二十三年選挙法ができました。個人に投票をして。今度の改正案では、政党の提示する、あるいは政治団体の提示する名簿、それをもとにして政党に投票するということですから、これはいままでなれてきた選挙に対するノスタルジアもございまして、あるいはまた、将来これがうまくいくかどうかという不安も実はあるわけでございす。一方におきまして、参議院の現状と申しますか、いろいろ言われておりますように、一体八千二百万人の有権者を対象にした選挙、これがうまくいくかどうか、全どうだろうか、こういうこともございす。全、国対象でございすから、大変な金がかかるということも言われておりますし、強健な肉体であっても、選挙後不幸にして亡くなる方も非常に多い、こういうことでございまして、参議院の良識の府としての、出たい人より出したい人、こういういろいろな要請との兼ね合いで比例代表制というものを考え、そしてそれをやろう、こういうことだと思ひます。

そこで、比例代表制、制度そのものの問題としまして、参議院が政党本位になるのは、公述人の

皆さんの多くはいろいろな危惧の念を持っておられるような意見とも私は受けとめられたわけでございます。しかし、先進国どこでもそうでございますけれども、政党政治というのは、議会制民主主義の本当の基本になっていると思うわけでございす。そして、政党が政策をもって国民に責任を持つわけでございす。小党派の皆さんがどうだこうだというのは、小党派の皆さんが政策の遂行に対して責任を持てるかどうか、こういうようなことも大変危惧の念を持っておるわけでございまして、参議院が政党化すること、これがだめなのかどうか。私は、いままでの現実から見て、そういう中であってこの制度を生かしていくというのが必要なんじゃないかと思うのでございす。が、そういう点について、阪上先生、高橋先生、松本先生の御意見をまずお伺いしたいと思ひます。

○阪上公述人 いま現実的に政党化している、それをどういうふうにかという問題でございすけれども、衆議院と参議院と両院あるわけでございまして、衆議院が現在の制度ではいろいろな面で優越しておるわけでございす。したがって、参議院は、当初、両院制がつくられたときから、衆議院と異なる形で、できるだけ審議をもう一度再審議するという、そういうことが創立当時からたわわっていたわけでございす。したがって、私は、ある程度政党化するのはやむを得ないにしても、基本的にはできるだけ衆議院と違った構成で、異質性を持った参議院、第二院の構成というものが必要だと思ひます。したがって、望ましいのは、できるだけ政党化を避けるという方向でむしろ考えていかなければならない。これは最初のことから金澤国務大臣なんかも、衆議院の数の政治に対して、参議院は質の政治、理の政治である、そういうことを強調されたわけでございまして、したがって、その構成としては、できるだけ無所属の学識経験者とかあるいは職能代表といったような形の、衆議院の政党化に対して、何らかの形で別の視点から検討でき

る、そういう構成を参議院にはできるだけ求め、そういう趣旨でございます。

したがって、現実が政改化してあるから、それをもとにして無所属をすべて排除する、あるいは小会派をすべて排除するという形の今回の拘束名簿式比例代表制というのは、そもそも全国区制がつくられた、できるだけ全国的に知名度の高い学識経験者を集めるという、そういう趣旨に全く反するものであるというふうに私は考えております。

○高橋公述人 政改化は、私は否定する立場にはないわけですが、しかしながら、二院制度の参議院における機能、独自性をやはり持たせるべきではないのかな、こういうことでありますから、無所属であろうとも、いわゆるそういう小会派であろうとも、平等に立候補ができるような、そういう方向にいくべきだろう。特に、私は、選挙制度の問題については、先ほども申し上げましたけれども、やはり選挙制度審議会というのがあるわけですから、そういうものにかけたり、また国民各層の代表の第三者機関みたいなものを設けて、全国区というのは、先ほど委員長からもちょっと聞いたのですが、全国区制というのは日本とグアテマラの二国だけだというわけですから、改革の必要性はわかるわけですが、やはり参議院の独自性が、チェック機能としてのそういうものが保たれるような院にしたい、こういう立場で申し上げておきます。

○松本公述人 お答えをしておきます。私も憲法の専門家ではございませんけれども、いまの議会の運営を見ますときに、議会制民主主義という立場をとる限りにおいては、政党本位というものが大きな流れになっていくという点は、そのことは否定すべきではないであらうというふうに考えます。しかし、そのことを前提としながらも、参議院という、いわゆる議院が日本のいまの民主憲法のもとで、三十年の経過の中でいわずに手づくりと申しましょうか、日本人が新しい憲法のもとでつくってきたという流れ、輪郭、それから果たした機能、そのことを否定すべ

きじゃなく、その流れに沿いながらできるだけ民意を反映していく、そういう機能にすべきではないだろうか。そういうふうな立場に立つとすれば、先ほども私が公述させていただいたように、今回の法案というものは手順においても全く唐突な感じがいたしますし、しかも審議をなさっておられます参議院における自民党の態度というのが、そういう流れについて、戦後の参議院の成立してきた流れ等についても、それを無視するような、そういうふうな内容ではないだろうか。先ほども御質問にお答えがございましたが、参議院の審議の中についての手順の大きな暴挙、間違いだと思えますし、先ほどもありましたように、審議会等の議を経るとか、そういう国民の合意を多く得られるような手順をなさるべきではないだろうかという点がございます。

それからもう一つは、いまの政党本位の体制としての比例代表制が仮にあったとしても、そのことと同時に、いまの憲法でございます結社の自由とか、思想、信条の自由とか、公務員の選定の問題等についての憲法の条文と矛盾しない形で法案が本当に審議を尽くせばでき上がっていくんではないだろうか。いまも先生の方からもございましたが、八千二百万の有権者のうちかなり多くの方は、いわゆる無党派と言われる無所属の方たちを現実的に投票し、選定をしているわけでございますから、それと矛盾しない形で法案を作成していただくとか、審議していただくということは、決して不可能ではないんじゃないかというふうに思うところであります。

したがって、最後になりますが、いまのままの進行と申しましょうか、そうすれば私はどうしてもしも大政の党利党略が優先しているのではないかと、いうふうに思うところでございます。

○住委員 もう時間がなくなつてあれなんです、もう一点だけ。

実は参議院では大憲法との関係が問題になったようでありまして、特に私は、この制度は合理的な理由もあるし、憲法に違反するものではない

い、こういうように考えておりますが、西平先生それから福岡先生等から、この政改要件あるいは政治団体の要件、そういうものについて建設的な御意見の開陳があったわけでございまして、私もこの制度と憲法との関係、いまお話がございました十四条とか二十一一条とか四十四条との関係ですね。御意見は、そういうような点でもう少しブレイクダウンして緻密にやらないと憲法違反になるんじゃないか、こういうような前提なのかどうか、その点を西平先生と福岡先生にちょっと確かめさせていただきたいと思ひます。

○西平公述人 私は元來数学出でございまして、憲法のことは一市民としての知識しかございせんが、たとえば日本の憲法は民主主義の源流の憲法の嫡出子というように、これを初めに言われたのでございますが、そういうような民主主義憲法の流れに沿ったほかの諸国でこういうような方法が採用されているということ、拘束名簿式というものが憲法に抵触するものとは私は考えていないのでございまして。

○福岡公述人 ただいま西平先生のお話にもありましたように、ヨーロッパの政治を見ますれば、その多くの国が、日本流にいまの御指摘のように考えれば憲法違反を犯しているような形になるわけですが、私は、絶対的に出られないというものはなくて、相対的な制限として政改要件の三つが出てくる以上は、憲法上の違反ということは一切考えておりません。先ほどの指摘は、あくまでも参議院の、提案理由の中にある、良識の府としてというふうな視点から見れば、五人であり、四割であり、十人というのは、余りにも党利党略的なものではないかということでございまして。

○住委員 大変どうもありがとうございます。

○久野委員 沢田君。

○沢田委員 諸先生には貴重な時間、また大変貴重な意見を承りまして、心から厚く御礼を申し上げます。まず最初に、高須先生は、原則的にこれが行わ

れば質がよみがえってくる、いまの参議院は余り質がよくないということなのかもしれないが、そういうことで活を入れたい、あるいはその中に新たな息吹を新近代社会ということである、いま質が悪いと言ったのは冗談で言ったのでありまして、ベターの議論ということなんだろうと思ひますから、それは申し上げておきますが、そういうことの中で、いま他の阪上先生や西平先生、福岡先生、基本的に反対だという方は若干別といたしまして、制度の中で改善すべき要件はこれこれたくさんある、こういうふうな、列挙はいたしません、それぞれ述べられました。その辺については先生はいかがお考えになつておられるかお伺ひいたします。

○高須公述人 高須でございます。

いま、半ば冗談で、参議院の質が悪いと言ったんじゃないだろうとおっしゃいます、まことにそのとおりでございます。質はよくていらつしやるのですけれども、選挙を直接経ますとどうして選挙民に有利な約束を心ならずもせなくちゃならないですね。『そういうことです』と呼ぶ者あります。ですから、本当に私はそうだと思うので、参議院の全員じゃもちろん困りますが、一部分なんですから、そういうところでは選挙民に対して、たとえば日本の経済はこんなにも厳しくなつて、ますます厳しくなつていくんだから、いままで約束した年金の金額も約束どおり伸びる、そういうわけにはいかないんだというように、日本の将来はなほ不安になると思ひます。そういう意味で、選挙民から見れば間接に出てくる政治家ですが、拘束名簿式比例代表制が採用されればベターになると思ひます。

○沢田委員 私が実はお伺ひしたかったのは、われわれでも率直に物は言っているつもりなんです。片方は、自民党さんの方がかえつて、まあこれは議論してもしょうがないですが、本音を言うという論理については、各政党ともこのごろはも

うは本音の議論ということをやろうになつてきていますから、その点は心配ないと思うのです。ただ、私が申し上げたかったのは、たとえ、六年も繰り上げ当選の権利を持っていた、次の三年の間の選挙もまだ繰り上げ当選の権利を持っていた、二重に登載していてもいい、こういうような、何といひますか、町内会の選挙だってこんなことないと思うのです。とにかく六年間も次点といひますか、繰り上げ当選の権利を持っていた、その間には次の三年目の選挙のときにもまた名簿にも載せられます、こういうめちやくちなのはないだろうというのが一つあります。

それから、いま言われているようにドント方式というか、どんとこいという式に体制の方が有利なような方式が——先生も北欧におられたのなら、北欧のサン・ラグ方式ですか、修正されたもの、あるいは等差級数的ないわゆる比例の方法というようなものがあるはずですから、そういうものの導入という意見、あるいは記号式の投票の問題、これは西平先生がおっしゃった意見であります、福岡先生の方も、それぞれ繰り上げ当選の問題とかその他の問題、政党の緩和の問題を言われております。そういう点については、高須先生としてはどういふふうな受けとめられるのかということをお伺いしたいわけであります。

○高須公述人 北欧で選挙制度を社会政策の一環として研究してまいりましたが、この比例代表制は、それぞれの国の文化的伝統とか政治的現状とかに即して規則がつくられますもので、日本は日本の独自の規則をつくっていくというのが日本の伝統の成果を発揮するのに最も都合がいいと思ひます。私は北欧のことを勉強しましたが、やはり日本は日本だと思つております。

○沢田委員 どうもありがとうございます。続いて、日本は日本だから別だということでありますが、サン・ラグ方式とドント方式との違いを西平先生等からは若干述べられました、いまの政治的なあり方というふうなものの意味におい

て、今日の日本の状況の中で、高須先生は諸行無常という言葉で言われました。その後「おられる者は久しからず」という言葉があるわけであり、高須先生はわざわざその条文を外して言われたのでありますが、そういう意味において西平先生は、このドント方式が必ずしも今日の政治情勢を反映する上において正常なもの、あるいは正確なもの、あるいは参議院の良識の府としてふさわしいものかどうか、この点についてはどのようにお考えになっておられるか、若干、比例代表の票の案分といひますか、考え方というものについてはお考えすべき点があるのではないかと、うに思ひますが、いかがでしょうか。

○西平公述人 原則といたしまして、比例代表制を具体化するといふときの基本的な、数学屋的に申しますと定理のようなものとしてはドント式といふのはいいと思うのですが、先ほども申しましたように、第二院で比例代表制を生かすというときには、少数意見といふものがある程度反映されるような方法を考えなければならぬ。そうしますと、いままで発表されているものではサン・ラグ方式、それを多少緩和した修正サン・ラグ方式といふのも御考慮になつてはいかがでしょうか。しかし、北欧で修正サン・ラグなどが採用されたのは、昔は選挙区単位に計算をしていたわけですが、いまスウェーデンはちよつと違ひますが、しかし、それでも選挙区、これは大体州単位でございしますが、配分する議席数が十前後の選挙区が多いのでございします。そういうような場合には、ドント式と修正サン・ラグで相当大きな差が出てまいります。しかしながら、全国区五十議席といふことになりまして、実はそれほど違ひはない。統計屋の目から見ればそれでございします。しかし、少数政党にとりましては、一議席、二議席を得る可能性があるか否かということが問題になります。そういう意味では、少数政党の当選をより確保するためには、たとえ五十議席であろうともサン・ラグ、修正サン・ラグというよう

なことを考えた方がいいと思ふのであります。○沢田委員 ありがとうございます。自民党の皆さんもよく聞いていただいで、せっかく名士の方においでをいただいで、これだけの見識を述べていただく、それが右から左に流されてしまつて法案に生かされない、これはきわめて遺憾なことで、かつ十分御配慮をいただくように特に要望しておきたいと思ふのです。

そこで福岡先生にお願ひいたしますが、繰り上げ当選の例をいま申し上げたのですが、普通、われわれの一般の選挙は三ヶ月といふことになっております。この拘束名簿式の方式では、いま言つたように六年間まるまるあるといふようなことになつてきますと、六十の人だつたら六十六になつてしまふ。その間には次の参議院選挙に当選してしまふ人もいるだろうし、六年といふものは大変長期な補充期間を据え置くといふことになるわけですが、これは政治学的にどのようになつていくのかといふこともあるのではありませんか、どの程度が適当か。われわれみだりに三ヶ月程度で打ち切つて、欠員は欠員のままでいつて、ある一定の、次の三年目に補充選挙をやるといふのが筋なのか、三年まではいいの、一年までがいいのか、この辺についての御見解がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○福岡公述人 ただいまの御質問ですが、日本の歴史といふのはまさに工夫改良の歴史といひます。加工貿易に象徴されている部分があると思ふのですが、その部分から考えますと、たとえば六年の繰り上げ当選といふことが明記されて実施されまふと、政治学上のどういふ問題より、これを逆利用して、悪く言えば悪用しなすして、先ほど言ひましたように、たとえば衆議院に転身するとか、知事選に出るとか、あるいは地方の市長選に出るとかといふような、国政で選ばれた人が地方選の方に転出するなんといふことを、やろうと思へばかなり大幅にできる制度だと私は思ふわけではあります。

そこで、六年を三年にするのか、現行の三ヶ月にするのかといふのは、考え方がいろいろあると思ひますが、私はやはりなるべく短くすべきであらうと思ふ。そうしなければ、欠員を簡単に名簿の下から繰り上げていくならば、名前を借用して国会議員であるといふようなことで、プレスティアージュをつけて利用するといふことが非常に頻繁に行われるのではないかと、僕は推察に立つております。これは幾つかの事例を見、あるいは友人たちの研究会の中でも、やはりそれが一番多く行われるだろう。従来の選挙ですと、たとえば参議院地方区に出で、その中でも衆議院のそれに該当する選挙区だけで徹底して選挙戦を行つて、次の衆議院にそのまま出馬をして当選をしたケースといふのは、幾つかの政党に現実に見られるわけですから、このことはぜひ御注意くださればと思つております。

○沢田委員 阪上先生は、大体原則的に現状というふうなお話でありますけれども、いまこのような条件の中で、金のかからない、市川房枝さんとか青島さんとか、名前を挙げていかうかわかりませんが、言うなら今日の情報化社会のあり方といふものの基本をどういふふうな受けとめておられるのか、ちよつとお伺ひをしたいのであります。

たとえば野党をちよつと褒め過ぎたり何かすればおろされてしまふなんといふ状況もなくなはないのです。あるいはマスコミの社会においても、そういうような点もなくなはない。言うならば、ある一定の管理的な社会の中に情報化といふものが繰り込まれていく状況にあります。その中で生き延びていくためには、それに迎合する——迎合するといふ言葉がいいかわかりませんが、歩調を合わせていくといふことがそのタレントさんにも必要になつてくる要件なんですね。そうなりますと、野党とか何かの中からはそういうテレビに乗る、あるいはそういう場面といふものはきわめて限られてくる。どうしても一方の側に有利な条件が生まれてくる。市川房枝さんは別にテレビでどういふことはありませぬけれども、そういう人たちが

になるかどうか、これまた別の議論としまして、一応その範囲まで広げてやらないと、いわゆる声なき声というものを吸収ができないんじゃないか、こういう御意見が他の先生方からあったわけですが、では、その点についてはどういう理由でこの程度がいいというふうにお考えですか、お聞かせいただきたいと思います。

○高須公述人 今日政治では、個人がどんなに個人だけとしてよい質を持っておりまして、やはり政党に裏打ちされるということが現実的に必要な状態だろうと思えます。ですから、余りに一%とか二%とかになりまして、国会の中で実際の影響力を発揮できない状態で、ただ国会に議席があるというだけになってしまひはしないか。そういうことで、やはり物事は裏表媒介し合つて力が発揮できると思ひますから、そういう意味では案の数字でよろしいかと思つております。

○沢田委員 いまの御意見に対して、主としていまの意見だけで結構ですが、西平先生、福岡先生、阪上先生、それぞれひとつ御意見をお聞かせいただきたいと思います。いまの高須先生の御意見について……

○西平公述人 私は、特に第二院では少数意見が出てくる方がいいと思ひますし、それから、議会というのは議決することでも大事ですが、議決とていろいろな意見が出されるということが必要なことだ、特に第二院においてはそれを重視しなければいけないと思ひますので、いまの高須先生のお話にはちよつと賛成しかねるであります。

○福岡公述人 議会の役割は、国民代表の原理と審議の原理と、それから行政の監督という三つの理由がありますので、私は、第二院ということも含めまして、その国会に議席を持つだけということは意味がないんじゃないかという考え方にはちよつと反対をしたいと思ひます。

○阪上公述人 私は、今回の法案そのものが政党化ということを前提にしているの、政党の要件ということになりまして、これは修正ということである程度この法案そのものを認めなければなら

なくなるので余り申し上げたくないのをごさいますけれども、少なくとも今回の自民党案というのは、政党の要件については余りにも小党派というもの無視しているし、まして無所属というものの存在を認めないわけでありまして、これは論外だということに考えております。

○沢田委員 続いて、これも言にくい点もあつたらお許しをいただきたいのでありますが、党内で候補者を選ぶということ、これは大変なことだと私もきのう言つたのであります。各派閥もあるだろうし、職能もある。金権候補者もあるだろうし、ときにはやくざ的な性格を持つてゐる者もあるかもしれない。とにかく……「それはひどい」と呼ぶ者あり。いや、皆さんの覚にいてと言つてゐるんじゃないですか。怒ることではないでしよう、それで怒るということとは自分でも認めることなう、それです。そういうこともあるかもしれない。そういうもので選挙することには大変苦勞するんじゃないかと思ひます。ときには世の中の指弾を受けるというようなことも起こり得る可能性がある。

その意味において、拘束名簿制のプラスはあるがマイナスもある、このマイナスを防いでいくための必要要件は果たして何なんだろうか。大変だと私は思つております。大変だと思ひますから、もししるをするためには、まず、原則的に私はそういうことはだめなんだと言へばこれはもう反対ということになるのですが、採用するとすれば、具体的にどういう方法が望ましいとお考えになつておられるか。高須先生、それから阪上先生は大変基本的なところから、申しわけありませんからお聞きしません。西平先生、福岡先生もひとつお聞かせをいただきたい、このように思ひます。

○高須公述人 本日に拘束名簿式の名簿のつくり方が、この制度がプラスになるかマイナスになるかの分かれ目でございます。したがひまして、これはその政党の中でどういう条件で委員を選出するかというようなことは、それぞれの政党でもまたお家の事情がありますのでしようから、とにかく

一定の委員選出の条件のようなものをつくつておいてその委員会で決める、その辺までしか言えないんじゃないかと思ひます。

○西平公述人 実は、五十ぐらいの議席のところ拘束名簿以外の方法を採用するということは非常にむづかしい。私もずいぶんいろいろ考へてみたのでありますが、むづかしいのであります。私も初めは、十年くらい前は、参議院の全国区をまず比例代表制にするのが比例代表制を日本に導入する突破口になるんじゃないかと思つていろいろ考へたのでございますが、それはやはり無理だと思ひます。で、一つは衆議院の方で比例代表制と申しましたのも、実は大きな枠組みでないという方法が生かされない。そこで、私も参議院の方で……ですから、参議院の方も地方区もやめてしまつて、二百とか二百五十、三百というような数でやるのであれば、私もすでに提案してありますが、これは長くなりますので省略させていただきますが、方法でやれると思ひます。

○福岡公述人 基本的に各政党が名簿をつくるというこれに關しましては、それは各政党独自の主体性でやるべきだと思ひます。諸外国の例で、党内予備選挙という形を導入してやつてゐるところもありまして、僕は、これはあくまでも党の任意の発想でもつてやつていいと思ひます。それはあくまでも、その中にたとえば汚職議員が入つてゐるとか、いろいろなケースが出てくる。それは国民がみずからの目で審判をして、票を与えたり与えなかつたりするわけですから、そのことについて外部から、あるいはいろいろな規約をつくることは、やはりまずいと思つております。

○沢田委員 西平先生、いまのように拘束名簿制の中の名簿のつくり方について実はお伺ひしたのです。この次にひとつお答えしていただきます。また、高須先生と西平先生と福岡先生にお伺ひしますが、これは居座り出したらいつになつてもやめないうらうと思ひます。御本人がいやだと言ふらうと思ひます、これは楽です。それから、名簿にさえ載つておれば、極端に言えば寝て

いても、外国に行つていても当選する者は当選してしまふ。また、議院に來て居眠りしていても当選してしまふ。これはきわめて楽な商売になつてしまふという印象がどうも抜け切らなくなる。今度は、選挙民にこびを売つてはいけなかつても、ぬが、選挙民の意向をくもつとくまないとにかくわらず当選をしていく、そういう仕組みが一方のマイナス面として出てくるわけですね。そのチェックとしては、やはり一期とか二期で交代をしていく。いつまでもそこに居座ることができないのだという作用が必要なのじゃないか。有能な人も中にはいるでしょうけれども、その辺のルールをつくる必要があるのじゃないかという気がしてゐるわけですね。それが三期なり四期なり五期なりと続いて居座つてゐることが、果たして民主政治になるのかという気がします。先生はこれも賛成される立場なので、高須先生、西平先生、福岡先生、そういうマイナス面はどうやって……やはり党内の問題なのかわかりませんが、せつかりつぱな先生方がおいでになつたのですから、じやかうやつた方がいいよという一つの御指導をいただければ幸いだと思うのです。高須先生、西平先生、福岡先生、お願いをいたしたいと思ひます。

○高須公述人 拘束名簿式比例代表制で国会に出てきた人は、選挙民にお世辞を使う必要がないわけなんです。ほかの政治家の分も、国民に言ひにくいことを言うという義務があると思ひます。そういう義務をやつてくれているらつぱな政治家なら、私は何年経てもそれは国のために結構なことだと思ひます。その辺の判断は、本人がまじめに義務を尽くしてゐるかどうかは、何となくみんなにもわかることだろうと思ひます。

○西平公述人 先ほどは失礼いたしました。名簿のつくり方について言ひましては、やはりヨーロッパのいろいろなところを見ましても、法律で決まつてゐるというところはないようでございます。しかしながら、たとえば西ドイツの州ごとに拘束名簿を、厳密にやがていせんが、一応順序をつけた名簿をつくるわけでございますが、社民党の方の

名簿というのは、私たち統計屋が見ていてうなずける。たとえばだんだんに上がっていくとか、あるいは地方区で一人区でたくさん取った人は次のときに順位が上がるとか、これはわかるのであります。ところが、キリスト教民主同盟の方の名簿を見ますと、非常にがたがた揺れまして、どうやっておつくりになっておるのか実はわかりません。

研究論文というのは私は知りません。それから、ベルギーでやっております名簿のつくり方につきましては、社会民主党の方は党員の投票によって決めるという規則をつくりましたが、それを採用しておるところはごくわずかでございます。定年、後の話にも絡みますが、六十五歳以上の者は立候補させないというようなことも決めたのでありますが、それは例外が大変多く出ているそうでございます。ただ、その中で、たとえば女の候補者がある程度入れようということとは、わりあいによく機能しておるといふ論文を読んだことがございます。

○樺岡公述人 ただいまの選挙をしないで当選をしてきわめて楽であるということ、ただいま自民党の中でも幾つか問題点が指摘されておるやうに聞いておりますが、私は、基本的に選挙は楽でいいと思っております。日本のように中選挙区制の中で激しい選挙戦をやっていくことで、エドモント・バークではありませんが、国の代表でなく地域の代表的性格が強いがゆえに腐敗政治が起くるわけですから、選挙は大いに楽でいい、そのために逆に国政のため、国民のためにがんばるのが政治家の本来的使命だと思っております。

○沢田委員 続いてお伺いしますが、政党的要件の中に政策が入っていないですね。この条文は綱領と規約なんですが、これは高須先生、こういう形態の政党的要件というのはあるのでしょうか。政党的要件がなくても、国民は政党を選ぶ条件というものは生まれるのかどうか。さっき自民党の代表の方は、自分でも認めておられるとみえまして、ここの質問ではちゃんと政策でと、

とういふことを述べておられました。ただ法律
 の中では政策は抜けておるのであります。政党に
 果たして政策なき政党というのがあるのだろうか
 と私は疑問に思つておるのでありますが、答弁で
 は、政策は平素発表しておるからいいのだ、こう
 言つておるわけです。しかし、この拘束名簿の中
 の人物の、いわゆる政党政治ですから約束するこ
 とは次のものですというものが国民に示されなけ
 ればならないのではないかと、きのうも質問した
 わけです。

この点はまだあいまいになっておりますが、高須先生、西平先生、それから福岡先生、この名簿の提出と同時に、その名簿の者は次の政策の実行を約束するということがないと、国民の側から見ての選択はできないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○高須公述人 それは、たとえば一回の選挙ごとに政策をとという意味ですね。その場合でも、政策からはみ出してしまいう人もいます。そういう人は個性が強くて、何か頼りになる人かもしれないから、そういう人も救い得るようなぐあいにやはり弾力的に考えるよりしやうがないと思います。

○西平公述人 私は、政策は選挙の段階でお出しにならないければ有権者が投票しないと思いますので、別に法律の中でそれをうたっておく必要はないのではないかと思います。

○福岡公述人 投票を決める際に、政党で決めるか人で決めるか政策で決めるかというのが従来の場合、政策で決めるという人はわずか十数%というのが現状であります。いまの西平先生の御指摘のように、政策がなくて政党が成り立ち得るかどうかは、過去数年間の政党の中に若干あるような気もしますが、それには有権者の良識に任せるべきだと思っております。

○沢田委員 選挙というのは、大衆を信ずるといふところに原点を置くという論理、それから今日いうようないわゆる情報化社会の中において、ある

意味においては大衆が一つの方向に洗脳されていくという一つの条件、こういうものを考慮していかないわけにはいかなのであります。大東亜戦争ではありませんけれども、そのときの流れにさお差す者が結果的には抹殺されていってしまったという歴史の教訓もあるわけです。その意味において、少数意見というものを尊重していくということが大要大切であるということをわれわれは主張しているわけであります。

いま先生方のお話を聞いておりまして、時代の展望その他の見方は議論になりますからやめますが、いずれにしても今日のようなコントロールされております情報化社会、教科書でも今日議論を呼んでおるような問題も出ているわけであります。そういう状況の中において、やはり少数の意見をどう尊重していくか、これはきわめて大切なことだと思うのであります。そういう意味において

て、ひとつ高須先生、阪上先生も、基本的には反対なんです、ひとつ反対を押し殺して、少数意見の尊重という立場になれば同じ立場ではないかかと思ひますので、やはり一言述べていただきますと、西平先生、福岡先生からも、いわゆる将来の展望に立つて、この制度がですと一回目の制度で民主主義が崩れるかどうかの岐路にもなるだろうと思うのですね。このことがいい方向に向かうのか悪い方が向かいますと大変重大な事態になりかねない、そういう総合性を持って、ひとつ、後で高須先生にもお伺ひいたしますが、高須先生はオーソドックスに賛成しておられるようなので、細かい点はまあいいやといったような調子なんであります、ちょっとかみ合いませんけれども、あえて先生のお答えをいただいて、高須先生、阪上先生、西平先生、福岡先生、それで私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○阪上公述人 私が今回の法案に反対している理由は、いまおっしゃった少数の意見をぜひ尊重していただきたいということでありまして、そういう意味から申しまして、もしこれを通すということ

とになれば、せひ、少なくともこの政変要件は修正していただかないと、本当に少数派というものが無視されるということになると思うのです。できれば——できればということとは、反対派としてはむずかしいのですけれどもやはり一人一党ということですね。日本で無所属というとか何か所属していないということと悪いようなイメージがあるのですけれども、英語で言いますとインDEPENDENTで、独立しているということですね。したがって、

修正は希望したいというふうにお願ひします。

○西平公述人 私も、公述のときに申しましたように、エとかオとかというような条件でぜひそういう方向にやっていただきたいと思ひます。それは、一つは、有権者たちに、たとえば自分たちが推薦する人が名簿は出せるのだという意味で有権者に選挙に興味を持たせるということも大事だと思ふのです。どうも日本の選挙というのは当選するかしないかということばかりに重きを置いているようでございますが、選挙というのは一つのいわば国民一般の政治教育のチャンスでございますから、なるべくたくさんの方が立候補できるよ様に、なるべくたくさんの方がそれに何らかのかかわりを持つように、そういう意味でオと申しました有権者のあれというようなことをぜひお考えいただきたいと思ひます。

○権岡公述人 少数意見の尊重ということにつ
て、私は、先ほど申しましたように、いまの西平
先生のオの要件、あるいは経過的措置として、前
回、前々回の参議院全国区で得票率一％ぐらいま
で、たとえば自民党案が四％、社会党案が二％と
存じますが、一％ぐらいまで下げるべきではない
かというふうに思っております。

それから、現在の政治状況の中で無党派層が、ここにありますが、NHKの調査にしましても、時事の調査にしましても、その他各新聞社にしましても、やはり三割いるということ、それから過去三回のタレント及びタレント系と著名と言われる人の得票総数なんです、前回が一千五百四十二万票、私の試算ですが、五十二年の選挙は一千三百三十三万票、四十九年が一千八百八十五万票で、それぞれ二八、二二、二三という得票率であります。このことを考えていったときに、この人たちが単独では出てこれないということは、国民の四分の一というものに対して、たださえ先ほど無効票が四百万票あると言いましたが、それを合わせますと、やはり三人に一人ぐらい選挙に参加しなくてもいいよという意味合いでありますので、少数意見の尊重のために政党要件の緩和を希望しております。

○高須公述人 私は少数意見尊重の線でございますけれども、広い意味の社会政策、社会を生き生きとさせるというような意味での社会政策として考えますと、政治の制度と並んで生活の線でも、少数意見、たとえばオンブズマンというような制度ですね、自分一人で泣き寝入りしてしまうというふうなのがそうでないようにする、こういうようなほかの面での少数意見尊重、こういう制度とちよとど線をなうようにしていきたいと、政治の制度だけでは成果を発揮するのがはなはだ不利な条件になってしまおうと思えますから、社会諸般の面で、たとえばオンブズマン、それから日本の福祉ではもっと協同組合を活用して、いままで何か、これもやはり近代の考え方ですが、国家と個人との二本立てで考える近代の——近代はそうだったのです、そういう習慣に対して、中間項としての——政党もまた中間の項目ですが、協同組合のような中間項を国民の側からもっと盛り上げるようにして、そして福祉なども、これからはたとえば……

○久野委員長 坂井弘一君。ときにおっしゃっていただきたいと思えます。どうも諸先生ありがとうございます。（拍手）

○坂井委員 公述人の先生方、大変貴重な御意見をちょうだいいたしましてありがとうございます。私の持ち時間がドント式で大変短うございまして、各先生方にそれぞれお伺いしたいと思うのですが、残念ながら時間のゆとりがございませぬ。阪上先生に限って御質問ということになるかと思ひますが、お許しをお願いしたいと思います。

今回、拘束名簿式ということで、名簿の選定、順位のつけ方につきましては届け出の政党、団体の任意に任せようということでございます。そこで、順位の決められた名簿が提出されるわけでございまして、果たして、このような形で任意にゆだねました場合に、良識の府であると言われまます参議院にふさわしい候補者、人物が選べるものであろうかどうか、大変疑問しいといひます。か、危惧する向きもあるようでございまして、阪上先生、どういうようにお考えでございましょうか。

○阪上公述人 ただいまのお話にありましたように、これまでも現行の制度のもとにございましては、一応国民が直接候補者を選ぶということで選んでまいったわけでございまして、新しい制度になりますとこれが政党に全面的にゆだねられる。したがって、政党が選んだ候補者について、その中にたとえばふさわしくないと思われる候補者がいてもそれを選取せざるを得ないということになるわけで、しかも政党が主体的に候補者を選ぶというふうになりますと、これまで参議院ではかなりユニークな人材がいろいろな形で、批判はいろいろありましたが、たとえば高級公務員とかあるいはタレントとかという方方が選ばれてきたわけですが、これからは政党が主体になるということになって、いままで選ばれてきた人が二回、三回でないなくなってきますと、

党にどれだけ貢献したかということがどうしても選挙の基準の中心になっていくと思ひます。そうしますと、どうしてもいわゆる政党人というものがこれからますます名簿の上位を独占していくという形になります。衆議院と全く同質化してしまふ、そういう点が一番大きな問題点ではないかというふうに私は思ひます。

○坂井委員 続けて阪上先生にお伺いしたいと思ひますが、今回の改革案によりますと、比例代表選挙、ここでは個人の選挙運動というものが禁止、できなくなるということでございますが、このことについてどうお考えになりますか。

あわせて、その一方では、今度は選挙区、つまり地方区の方は個人選挙でございまして、この地方区の選挙に連関いたしました選挙運動が許される、こういうことに相なるわけでございまして、この点についてはどうお考えになりますか。この両者の見合いにおいて御見解を承りたいと存じます。

○阪上公述人 比例代表制の選挙の中で個人の選挙運動が一切禁止されるということは、表現の自由を規定いたしました憲法に違反するのではないかと疑ひました。これは非常に強く持っております。さらに加えて、これが一番眼目なものであります。が、今回の改革案の一つの中心は金のかからない選挙で、選挙運動をやらぬということにメリツトがあるわけでございまして、ところがいわゆる地方区の選挙に連関しては比例代表の選挙運動をやってもいい、そういう規定がしてあるわけであります。これが実際の選挙になりますと、いわゆる法外化してしまつて、結局地方区の選挙に連関して全国区の比例代表の選挙が個人ベースでも非常に盛んに行われる。先ほど、上位にランクされた者は寝ても外国に行つても当選できると、非常に意欲を起されるような選挙になるといふふうなやつと御質問の趣旨もありましたけれども、実際の選挙になればこの規定が生きてまいりまして、上位にランクされた方は下からの突き上げもあつて安閑と寝ていられない、むしろ全

国を飛び回つて選挙運動をせざるを得ないような状況になるのではないかと。そうしますと、現行の選挙運動と実態的にはほとんど変わらないような形で、地方区の選挙に名をかりた選挙運動がされるということ、せっかくのこの規定が法外化してしまふということが一つあると思ひます。

それから、そういう形で地方区の選挙で全国区の比例代表の方も選挙運動を実質的に個人ベースで行うということになりますと、全国的に地方区に候補者を立てられるのは、はっきり具体的に申しまして自民党と社会党の二党だけではないかと思ひます。そうしますと、自民党——共産党の方はかなり無理して立てられるので、当選というところは抜きにしてかなりそういうことになるわけでございまして、そうしますと、必然的に大政党だけが有利になるということになってしまふわけですね。そうしますと、これは本当に小党派を単に排除しているだけではない、そういう選挙運動の面からでも二大政党が不当に有利になる、そういう性格を持った法案だといふふうに私は判断しております。

○坂井委員 それから、先ほどの名簿のつけ方に連関しまして、有名タレントの集票力といひますか、これを利用したいわゆるタレント選挙になる危険性があるのではないかと、このことを指摘する向きもあるでございまして、阪上先生、どうお考えでございましょうか。

○阪上公述人 その点につきましても、今度は逆にいろいろな面で、いままでタレントという形のタレント選挙なんという批判が出ておりましたけれども、これまでのタレント候補と言われた方は自分自身が候補者になって、そしてできれば当選して政治家になるということ、これを前提にして選挙に打つて出られたわけであります。そういう意味で、批判はあつたにしても、私は非常に自分自身責任を持たれたらつぱな方だといふふうに考えておるのです。ところが今度の制度になりますと、政党の名前だけで果たして票が集まるかどうか、そういう面がありまして、できるだけい

ろな面から多くの票を集めたいというふうな考えられる政党が多いと思うので、そういうタレントの集票力だけを何とか利用しようとするのが普通に通じられる選挙戦術であります。そう考えますと、できるだけ名簿の下の方に、当選しないところに集票力のあるようなタレントをできるだけたくさんランクするということですが、逆に各党で画策されるのではないかと。そういう意味で、今度は名前だけを連ねたタレントが、それもできるだけ人気のあるようなタレントが下の方に名前を連ねるといような選挙になりかねない。そうすると、有権者は政党イメージや政党の政策で選ぶという原則が、逆にそういうタレントのイメージに非常に左右されて、しかもそれが実際の選挙では当選後は生かされないということになって、まるでペテンにかかるといような形で選挙が行われる危険性が非常にあるのではないかと。そういう意味で、今度の改革案にはそういう面の危険性もある、そういうことを私は非常に危惧しているわけがあります。

○坂井委員 終わりに一言ずつ高須先生、西平先生、福岡先生にお尋ねをしたいと思います。選出側の無党派有権者の存在をどう見るかということに関して、先ほども御意見があったようにございますが、このことと、それからもう一方、立候補する側の問題として、無党派の候補者十人集まれば名簿を提出することができるという三番目の要件がございます。したがって、そういうことを設けておるんだから無所属、無党派を排除したものでないんだという意見がございますけれども、こうした意見に対してはどうお考えでございましょうか。お三方からお願ひしたいと思ひます。

○高須公述人 無党派の人が十人集まって名簿を提出できる、それは結構なことだろうと思ひますね。それは立候補できる権利をそうやって生かしておかなければ民主主義政治になりませんから、それは十人がたとえ鳥合の衆だとわかっていても、何らかの共通な線は少しはあるのでしようか。

ら、それで仕方がないと思ひます。

○西平公述人 いまおっしゃったのは、無党派の方々が連合名簿をつくるという形になると思うのでございしますが、無党派の方々はそれぞれ別のイデオロギーといひますかお考えをお持ちですか。そういうことはむしろできない。たとえば市川党といふようなものがございまして、市川先生のおっしゃることに共鳴する方が一つの名簿をつくるというならわかりますが、市川さんと青島さんが同じ名簿をつくるというのはちょっとむずかしいのじやないかと思ひます。そういう意味では、私はちょっと御考慮いただきたいと申しました名簿結合といふようなことをお考えいただきたい方がいいと思ひます。

○福岡公述人 政党要件の三番目の無所属十人という点、社会党五人であります。これはできる限り少なくしたいのじやない。

それから、ただいまの西平先生の政党の名簿を結合するといふ形ですが、いまちょっと世論調査をやっているプレヒストリーの中で、小会派の者が集まっていって意外にそこに支持が集まってくるというケースが若干まだプレヒストリーの段階で出てくるわけですが、でき得るならば、名簿の無所属の人たちは五人なり三人なりといふことができる限り少ない数にしていったのが、少数意見の尊重にもかかなうかと思ひます。

○坂井委員 ありがとうございます。(拍手)

○久野委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 公述人の皆さん、貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございます。冒頭に皆さんにお尋ねをしておきたいのでありますが、参議院におきましても、公述人の皆さん方いろいろな御意見をいただいたようでございます。ところが、賛成の御意見の方、反対の御意見の方、それぞれ仲よく同数が出られたのであります。おしなべて共通しております。御意見といふのは、こういう重大な選挙制度改革、民主主義のルールの変更でありますから、これは大変な大問題でございしますから、こういうものの審議

というものは十分に時間をかけて国民の意思も問うべきであるし、各党間の合意を得られるように十分練るべきであるといふのがほとんどの皆さんに共通した御意見でございました。

そこで、衆議院の公述人としてお越しくださいます六名の皆さんの御意見は——十分に審議を尽くせと私どもは要求しておるのであります。参議院でも三十数時間、衆議院におきましてはもう三十五時間、それだけでもって事が決まろうとすつたあります。非常に残念なことだと思ひますが、皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○高須公述人 それは時間をかけて論議するのが第一に必要だろうと思ひます。

ただ、私が一つ心配しますのは、前にも申しましたように、いま近代の社会が崩壊のテンポが早くなつてきつた。ヨーロッパなどは三重苦、四重苦に悩んでいる。日本もまたあと十年か二十年か、二十一世紀になると、現代のまま、今日のままで延長していくと、たとえば年金制度なんか、国民をいままで結果においてだましてしまつて、約束した金額を払えないとか何とか、そういうことになるのじやないかということを私は大変心配しております。

そういう意味で、臨調が急いでおりますのと、それからこの選挙制度改革もやはりある程度は急ぎますと、何かいままでどおりのルールの上をのんきに行つて急に断崖絶壁に直面するといふような、そういう不幸に陥らないように、やつてみて都合の悪いところがあつたら次の機会に直すといふような、トライ・アンド・エラー方式を十分に活用するといふ線で行く方がよろしいかと私は思ひます。

○阪上公述人 いまの御意見のとおりだと思ひます。選挙法といふものは、これは各党共通のルールでございしますから、できるだけ各党からそれぞれ合意を得られるような形でルールづくりをするといふのが基本的な考え方だろうと思ひます。そういう意味で、参議院で一党が単独採決というよ

うな形でこれを決定するといふのは、基本的にはルールに非常に反する、ルールをつくるのにルールに反するといふことではないか。そういう意味で、衆議院ではできるだけ慎重審議をお願いしたいと思ひます。

○西平公述人 私は慎重審議も大事だと思ひますが、抽象的な問題ではございせん、一人一人の国民にかかわる問題でございします。間接的に国民が影響を受けるという問題ではございせん、税金の問題とかこういう問題といふのは、議会の方である程度のこと固まりましたら、それを国民の方に投げ返して、国民の方の反応を十分見てまた御考慮いただく、それが大切ではないかと思ひます。

○高橋公述人 先ほども申し上げましたように、これは民主主義の基本的なルールであります。スポーツでたとえれば、政党間といふのは競争だと思ひます。フェアな競争をやるためには、それは全政党の合意を求めざるを得ないのか。変化の激しい時代でありますけれども、全国区制そのものについての問題意識といふのは各政党もあつたと思ひます。したがって、前からそういう予測はできるわけですから、それは選挙制度審議会なり、さらに第三者機関を設けて国民の民意を問う。したがって、来年の七月の選挙でしよう。いまだに法案が固まらないといふところに国民もやはりきわめて不信を持っていると思ひます。

しかしながら、慎重審議、それは当然なことでありまして、やはり国会は最高の国の権威を持つところでありまして、展望を含めてすべての問題、これは選挙制度ばかりではありません。第一次石油ショックの場合、第二次、これはどういふ影響があるかといふのは、当然予測できるわけですが、それに対応していくのが日本でなければならぬと思ひます。したがって、今日、日本が世界の優等生と言われておりますけれども、これが落第生になるかもしれせん。保証の限りじやないのです。それが国会じやなからうかといふこと

で、慎重審議をより重ねていただきたいと思ひます。

○福岡公述人 公選法の公聴会の公述人として呼ばれておりますので、国会の慎重審議についてのコメントというのは避けたいと思っております。ただ、基本的に、議会政治というものがコンセンサス・ポリティックス、合意による政治というものを求めなければならないわけですから、できる限りの慎重審議ということが望ましいと思っております。

○松本公述人 いまの御質問については、私が公述の中で主題として述べましたので、重ねては繰り返しません。当然慎重審議されるべきであると思ひます。同時に、これは法制上の解釈は私は理解が十分ではございませんけれども、参議院から衆議院に送られてまいったこの法案そのものについても、違法な内容ではないか、撤回されるべきものではないかと思ひます。しかし、それがいまの法制上有効だとしても、ああいう結果をもって衆議院に送られてまいったわけではございませんから、政党的論理に照らしても、ぜひとも十分な審議をお願いいたします。

先ほどの御意見の中にもございましたが、質の問題を参議院の先生が問われている、悪い冗談だがと言っておられました。私は、あの審議の結果、強行採決は悪い冗談ではなく実質的に信を問われているように思ひます。その点では、本議会における諸先生は、質を問われることのないような、汚点を残されることのないような審議をぜひお願いしたい。そうでなければ、国民はこの事態を黙って見過ごすこともございませぬし、大きな糾弾の世論が広がると思ひます。

以上です。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。高橋さんにちょっとお尋ねいたしますが、私どもは、今回のこの全国区の改正案というのは少数派切り捨てになる、これは大変重要な問題でありまして、先ほどもいろいろと数字を挙げていらっしゃいました。おおむね総得票数の一七・三%

ぐらいが、いわゆる無党派層といいますが、無所属といえますか、そういう方たちの札であり、また、どの政党も好きではない、もう政党は信頼できないというふうな無党派の人が四〇％から国民の中に入らっしゃるというのを考えますと、少数派の切り捨てに通ずる今回のこの乱暴な提案といふことについては非常な不安を持っております。

そこで、是が非でも全国区の改正をしなければならぬということになれば、むしろ、いまの全国区と地方区を全部やめてしまつて、ブロック制で一本の、実質の選挙を闘つたらどうか。そうすれば、少数派の方も無党派の方も出てこれる可能性が十分にあります。また、いま一つ、参議院におきましても全党挙げて問題となつております、東京高裁でも二回にわたりました注意を受けましたところの地方区の定数の是正ということも、このブロック制を採用することによつて一挙に解決するというふうな考へておるのであります。高橋さんの御意見はブロック制に賛成のようになつて見えたのでありますけれども、御意見を承りたいと思ひます。

○高橋公述人 先ほど公述の中にもブロック制といふことを申し上げたわけでありましても、やはり定数も、最高裁でも判決が出ていますように、いま衆議院においては、三万五千と、十三万ぐらいでも落選するといふことで、やはり定数は正も先決問題だろうし、そういう点も考えます。参議院においてはブロック制といふことも一つの方法ではないかと思ひます。そうすることによつて定数は正もみずから解決するのではないかと。

ブロック制でありますけれども、どうブロックを分けるかという問題もあらうかと思ひますが、それはやはり国民、有権者の比例といふことを前提にしてその線引きをすべきではないか。したがつて、ブロック制についても一つの改正の方法だろう、私はそのように考へておるわけでした。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。

西平先生にちょっとお尋ねをいたしますが、先生の御意見では、衆議院の比例代表制は賛成であるけれども、参議院の比例代表制というのはどうも余り感心できない、なぜかと言へば、それは第二院としての存在の理由が失われることになるかもしれないといふことを心配するからであるといふことを言われまして、非常に貴重な御意見としまして、政変要件のアイ、ウのほかにエ、オと二つの条件をお示しになりました。これは、一つは都道府県議員それから市町村議員、そういう人たちの推薦する名簿も対象にしたかどうか。それからいま一つは、ある一定の人数の有権者の皆さんの推薦する名簿も名簿として取り上げたらどうかといふような非常に貴重な御意見を伺つたのであります。これは先生の御意見でございますか、外国にどこか例があるのございませうか。

○西平公述人 エの方を考えましたのは、実は、昨年のフランスの大統領選挙のときに、タレントと申しますか、芸能人が立候補するといふような事態が予想されて、これに対して、公選で選ばれた方々の何人以上かの推薦がない者は大統領選挙の候補者になることはできないということにフランスではなつたわけでございます。それからヒントを得ました。

それから、オの方は、比例代表制のリストを出すといふのは、そもそもは、むしろ有権者の何人以上の賛成があるという政党、団体に限られるべきだと思ひます。ア、イ、ウといふようなことは、既成の政党にとつては、一々それを集めるのもナンセンスでございますから、そういうような意味で残しておいてもそれは構わぬといふことでございます。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。(拍手)

時間が参りましたので、終わります。(拍手)

○久野委員長 安藤殿君。○安藤委員 公述人の方々に本当に御苦労さまでございます。先ほどはいろいろ貴重な御意見を拝聴しまして大層勉強になりました。

基本的に賛成という御意見の方々も、それから反対という御意見の方々はもちろんそうですが、自民党提出のこの改正案について、質の問題とか、あるいは先ほどお話がございましたエ、オの御注文だとか、あるいは政変要件をもつと緩くすべしとかいふようないろいろ御注文をいただきました。

そこで、私は、最初に御意見を伺つておきたいと思ひますが、御承知のように、参議院でも参考人の意見聴取を、それから公述人の方々に御意見を述べていただいたわけですね。ところが、結局あつたやうなことで、無修正で参議院は強行採決で通つてしまつた。だから、公述人の方々は参考人の方々が、われわれは一体何をやつたのだろうか、結局セレモニーに終わつてしまつただけじゃないのかといふような不満を述べておられる話も新聞紙上で二、三拝見いたしました。

そこで、いまいろいろ賛成のお立場、反対のお立場の方々から御意見をいただいたのですが、自民党の方は、現在のところ、修正に際する気配はどうも毛頭ないようです。となりますと、せっかく貴重な御意見をいただいたのですが、やはり修正といふことに盛り込まれていないといふことになつてしまつたおそれもあるのじゃないかといふことを私は懸念しておるのです。ですから、そういうような点について、いろいろ御意見をお述べになったのですけれども、各公述人の方々お一人一人に改めてお伺いをしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○高須公述人 先ほどもちょっと触れましたけれども、やはり試行錯誤といふことを最初から念頭に置いてとにかくスタートした方がよいと思ひます。それは、二十一世紀といふのが日本にとつては大きな鬼門だろうと私は思つております。いろいろのことがもういままでの情性ではやっていけないのではないか。たとえば人口の老齢化といふようなのは、新聞などでしばしば報道されておりますとおり、もう実に顕著なことになりま

す。そうしますと、職業の問題も、たとえば丈夫な人は定年後、会社に定年延長してくれと頼んでも、会社の方は不景気でなかなか応じないと思いますから、自分で寺子屋をやつて老夫婦の収入は自分で得るとか、そういうような心構えをいまから国民に広めておかないと……(笑聲)これは笑ひ事じゃないと思います。徳川幕府が倒れて明治政府になったときの大きな転換期、失業した武士たちはどうやって暮らしたか、こういうような研究をやつていなくてはならないと思います。武士は寺子屋をやつて、読み書きを教えて野菜などをもらつたりして生きていったようでございますが、そういういろいろな生活の意味での転換期が来るのでございますから、政治の方も、選挙制度についてまづいところはまた直すということをや、各党間、政党の間で約束をしてスタートに持つていくというようなことが大事だろうと思います。

○阪上公述人 やはりこれは各党に共通する、そして国民の選挙権という基本的な権利に共通する大問題でございますから、私は、公聴会に公述人として出席して意見を述べましたので、できるだけそういう意見は反映させていただきたいというふうに思ふわけでございますけれども、それ以上に、修正といふと私の意見にちよつと反するので余り申し上げられないのですけれども、これをのむかまのまいかという形で各党が自民党案について審議するというのでは、共通のルールづくりという面からは非常に反するものになるのではないかとこのように思ふわけです。そういう意味で、私個人の希望としては、参議院のあり方というものを、抜本的に運営の面とそれから選挙制度の面と両面から根本的に検討するということをやつていただきたと思うのですけれども、現時点では、少なくともこの自民党案をどういうふうにするか、その点で各党共通の理解が得られるような方向で考えていただきたと思います。

○西平公述人 私も、公述人として出てまいります以上は、自分の意見が何らか反映するようにしていただきたと思ふわけでございますが、これは結局、各党の皆様方、また私の説明が下手だったかもしれないが、各党の方々の御努力にまつ、そして場合によっては失望することもあるかもしれないけれども、われわれとしては何度でも自分たちの意見を述べ続けていかなければならない問題だと思つております。

○高橋公述人 公述人も、いろいろ賛成、反対、修正もあるわけでありまして、自分の意見を通したいという気持ちはそれぞれ持つと思うのです。その主張が通らなければむなしという感じはぬぐい去られないと思うのですが、本来、二院制度、すなわち参議院がスタートした原点に返るようには参議院の機能を付与していただきたい、こういう希望だけ申し上げておきたいと思ひます。

○福岡公述人 現在、全国区改正の政策決定過程の研究を私なりにしているわけですが、その中で、五十五年の同時選挙での保守政の圧勝以来、やはり修正とか慎重審議といったものが非常に薄くなつていっていると思ひます。私自身、先ほど御指摘をしましたが、提案の趣旨の中にある、「参議院にふさわしい人を」という理由でもって第一に掲げて、それを「より得やすい制度にする」ためにということ、政要件三つで足かせをはめていることは大変な自己矛盾であると思ひます。

ここに、前回の同時選挙の直後に行われました明い選挙の調査がありますが、それをお話しすること、話にかえさせていただきますけれども、政治の現状を改めるのにふさわしい人物として選んだ人が一・二%いたわけでございます。

○松本公述人 私も、私が公述いたしました内容が生かされるのがぜひ望ましいと思ひますが、本委員会の性格としては、基本的な本案の代案といふことができないようなシステムになつていっているようにも聞いております。しかし、その場合の修正という形でこの会議の中の議論がされるにしても、ぜひとも少数意見の尊重される内容であるとか、さらには選挙活動の自由の問題は

もっと拡大すべき問題であるとか、そういう抜本的内容での御議論をお願いしたいものだと思ひます。

この際、一言付言をしておきますが、参議院段階で社会党の諸先生が政要件の緩和という形で修正案を提出されておりましたが、もしもあつた立場でこの会議での議論がされるとすれば、私はそのことについても不満である、反対であるということも意見を申し述べておきたいと思ひます。

以上です。

○安藤委員 どうもありがとうございます。

私も共産党は抜本的な修正案を提出してあるのでございます。その中身はここでは申し上げませんが、その中には、名簿登載者の人たちの選挙活動、選挙運動、これは従来どおり認めるべきだということをお願いしておるのです。これまで日本の公職選挙法はいわゆるべからず選挙法だといふふうになつていっているほど、あれもやつてはいけな、これもやつてはいけなといふふうに分規制が厳しくなつていきました。その上、ごく最近、昨年もいろいろな政党機関紙誌カールの規制とかいうのが入つてまいって、よけい厳しくなつていっているわけですね。そこへ持ってきて、自民党の今回の改正案というのは、さらに選挙活動、全国区についてはいわゆる比例代表区という名前を使つておられますけれども、名簿登載者の選挙活動というのはやる必要がないのだということ、規制をしておられる、禁止をしておられる。

松本公述人にお伺いしたいのですが、いろいろ労働組合運動をやつてこられて、一般国民としての立場にあられると思うのですが、国民の選挙をする立場から見ると、そういう選挙運動が規制される、そして今回の改正案ではさらに規制をされるということについては、どういうふうに思つておられますか。

○松本公述人 私、つい先般の京都の知事選に当たりましたも、私個人の資格で選挙応援に参りました。そのとき、私の組合員やさらに市民が申し

ますのは、まさにこの公選法の改正に基づく選挙というものは声のない選挙だといふことの批判、不満が多数でございました。その具体的な内容については、数字は申し上げませんが、投票率等の低下という形で具体的に現れていっているというように思ひます。その辺から、国民が知る権利、さらに政策を選択する権利の立場からも、選挙活動の自由その他についてもこれはもっと拡大をすべきだといふふうに思ひます。

あわせて、私は労働組合の責任者でございます。微力な組織でございますが、日本医療協といふ十四万の組織を代表しております。さらには、統一労働組合としまして、政、資本からの独立、要求の一致する行動といふことを掲げながら労働運動をして百五十万の運動体になっております。それを代表していまの内容を申し上げますと、もちろん政治の問題、平和の問題、民主主義の問題、憲法の問題、それについての関心は高い組織だといふふうに自負はいたしておりますが、しかし、今回のような問題については、事柄の実態、本質をいま職場の末端までが理解しているだろうかという点では、これは大きな疑問があると思ひます。その意味からも、国民の立場からも十分に事柄の本質や経過が明らかになるように御審議も願ひたいし、政党としても努力をお願いしたいといふふうに思ひます。

○安藤委員 どうもありがとうございます。

時間が参りましたので、終わります。

○久野委員 小杉隆君。

○小杉委員 私の質問時間は本来、ドント方式であります七分間ですが、諸政党の御配慮によりまして十二分間ということで延長していただきました。選挙法の審議に当たつても、こういう精神を持っていただきたものだといふことをまず申し上げたいと思ひます。

そこで、いままでも公述人の皆さんに長時間御出席いただき、各党からお話が出ましたので、私はできるだけ論点をしぼりまして一、二お伺いをし

たいと思います。

まず、政要件の緩和というところが非常にきょうは焦点になったと思います。今度の自民党提案によります原案では、従来の個人中心の選挙から政党本位の選挙に移していくのだ、そしてその政要件とは、政党らしい政党だということで、政要件として三つ、つまり五人以上の現職議員あるいは直近の国政選挙で四割あるいは立候補者十人という一つの枠を定めたわけですが、個人の立候補を認めるべきだと、無所属の候補を締め出すのはまずいというふうな意見もたくさん出ております。しかし、発議者の意見では、やはり政党と個人とが混在をするというのは好ましくないという意見があるわけですね。一方において、共産党が今度提出——まだ正式にはされておきませんが、修正案を見ますと、要するに、そうした政要件というのは一切取っ払っちゃえ、そしてこの拘束名簿式比例代表制は原則として認めるけれども、無所属候補も認めたらどうかという意見があるわけですが、拘束名簿式比例代表制との無所属候補、個人立候補との間に矛盾がないかどうか、これはまず西平先生の御見解を伺っておきたいと思うのです。

○西平公述人 たとえば、ベルギーの選挙では、これは完全に拘束ではございませんけれども、個人で立候補する者と名簿で立候補する者と両方混在しております。

○小杉委員 提案者の考えの中には、余り小党分立をして政治が不安定になってしまうんじゃないかという懸念があると思うのです。そういう点では、福岡先生も欧米諸国の例を挙げられたわけですが、それはそれぞれ国の政治風土によって、たとえばドイツなどはワイマル憲法の後、小党分立をしてヒトラーが出てきたけれども、これは決して小党分立の結果ではない。西平先生は、これは中小政党の対立抗争が一つの原因でヒトラーというふうな出現になったという御意見で、逆に小党分立でない二大政党的なイギリス、フランス、カナダ等で非常に政権が不安定で、選挙がたびたびあるというふうなことで、すけれども、無所属立候補を認めた場合に弊害が出るかどうかというのはいわゆるまだ未知の経験ですからわかりませんが、こういった点に關して、ひとつ西平先生とそれから福岡先生の御見解を伺いたいと思うのです。

○西平公述人 比例代表制でやりましたが、たとえば戦後新しい比例代表制を採用しました西ドイツ、それからイタリアというのは、西ドイツの方は厳しい政要件で政党が限られてきてしまいましたが、イタリアの方は、政要件といいますが、第二段階目の議席配分のときの要件が緩いのでございまして、同じ比例代表制で、両方ともある意味では理想的な方法だと思っております。ですから、やはりその国のいろいろ要件ということがありまして、一概に政党の数が多ければうまくいく、少なければうまくいくということではないと思います。

西ドイツも、選挙法はいいのですが、現実には社会民主党と自民党とが連立しているわけでございます。いわば社会民主党という革新政党と自由民主党という保守政党とが連立しなければならぬという西ドイツの少数政党の支配というの、少し異常な状態だと私は思っております。

○福岡公述人 政党政治の現状の中で見まして、西ドイツの五割・三人条項、スウェーデンの四割・一二条項といふのがあります。この場合、政党制はマイルドな多党制といえますか、緩やかな多党制といふことで、大体四党から五党であります。そういう意味で、今日、日本の中選挙区制が非常にいい制度であるといふことで、逆に欧米の人たちが私たちの方に聞かせるということもありません。

その中で、いま西平先生の御指摘にありましたように制限事項を取り払った場合、イタリアのように十二党ぐらいの政党が成立する。デンマーク

は、先ほど申しましたように二条項ですから、これが十党を超えました。こうなりますと、イタリアにはかつて一年の三分の一は政権がなかったというふうな、そういう大変な政党間抗争というのが起こります。その意味で、やはり比例代表制を行う上では一定の制限事項をつけなければならぬだろうというのが先ほどの発想です。

しかし、そのときに、確かに政党システムの破片化ということを起こすからそれはつけなければいけないということですが、私はその中で、ただ日本の場合参議院の全国区であるということを考えていくならば、この制限事項は、泡沫候補だけ出られないような形で、何らかの実績を重んじて、先ほどコロンビア・トップさんの五十六万票がちょうど一割に該当するわけですから、ちょうど次点から数えて八番目か七番目です。この人たちがぐらゐらば、経過措置として改めてリターンマッチをさせてもいいのではないかと、いふような発想であります。推薦をつけるということになると、また宗教組織やいろいろな団体が出てくるわけですから、これはつけ方が、先ほどちょっと言いましたけれども、非常にむずかしくなってくると思うのです。

○小杉委員 阪上先生は原則的に今度の提案に反対ということですが、どうしてもこの制度が通ってしまふのならばという注釈つきで、無所属立候補、個人立候補を認めよという御意見だったわけですが、こういう政党本位の選挙になった場合に政党と個人とがまじって選挙が行われるということとで好ましくないという意見もあるわけですが、その点に關してはどういう御見解をお持ちでしょうか。

○阪上公述人 私は、この制度が衆議院ではなくて参議院に導入されるということに非常に難色を示しているわけでありまして、比例代表制、特に拘束名簿式比例代表制ということに原則にした上では、個人候補者そのものが非常に不利になります。ほとんど当選の可能性がないということにな

ると思うのです。そういう意味で、そういうことを私が要求しても余り意味がないわけなんです、一つのそういうふうな、もしどうしてもこの制度が通るといふことであれば、多少そのくらの余裕をつけていただかないと、全く無所属候補というものが排除されるというのはいろいろな面で問題だといふふうに思うのですけれども、基本的に政党化ということの前提として参議院の全国区を改正するということは望ましくないのです、そこに今度は拘束名簿式のところに個人の候補者を入れても余り意味がないといふふうに私は考えているわけですね。

○小杉委員 それでは、西平先生に、先ほどから名簿連合というのがよく出てきておりますが、たとえば日本ではいま衆議院では新自由クラブ・民主連合という一つの会派を組んでいますが、選挙のときにはなれば、これは現実には新自由クラブという政党と社会民主連合という政党があるわけですね。その名簿連合というのは、選挙のときに別々に名前を出していても、開票のときに一つの名簿連合として新自由クラブ・民主連合という連合体でありますよというようにしておいて、新自由クラブと入れても民主連合と入れても、その一つの結合された名簿の中に、勘定に入るといふふうな考え方なんですか。それをまずお伺いします。

○西平公述人 そのとおりでございますが、普通は名簿結合と言っております。というのは、連合名簿というのは、たとえば社民連と新自由クラブが一つのリストの中へ名前を出さずには連合名簿と申しまして、別の名簿が結合される、計算のときに結合するといふ意味でございます。で、御趣旨はおっしゃるとおりでございます。

○小杉委員 福岡先生に伺いますが、先ほど来無党派層とか無関係層といふことが言われておりますが、私は、無党派と言われる、三割とか四割とか言われておりますけれども、厳密に分析をしますと、もう全く政治その他選挙に無関係で投票に行かないという人たちと、意識的に、いまの政治に満足できないから棄権をするとか、それから政

党にどうも同調しない、そういう意識的な棄権層というのか、政治不信層というのか、あると思うのです。

今度の新しい制度を導入することによって、たとえば各党が競ってできるだけいい人物を、いい人材を名簿に、しかも順位に非常に工夫をこらして出すということで、やはり無党派と言われる中でも意識的な棄権層、いわゆる無党派層というものをいままで置いておいていい人財を出して、そして各党が積極的にそういういい人財を出して、そういう無党派層を引きつけるという努力をするということによって、政党の良質化を図るという可能性を今度の制度の中に、私はもしこれが行われるとすればやはり期待をかけたと思うのです。そういう点は、何かいままでの無関心層というのはずっとこのまま続いていくのだという発想でいままで議論が行われていたけれども、こういう政党本位の選挙になって、そういう政治への信頼あるいは政党の信頼性を高める努力を各党が行うことによって、もう少し政党が良質化をするという効果を期待できないかと思うのです。その辺についての見解を伺いたいと思います。

○福岡公述人 これは全くの推察、推量の域を出ないわけですが、私は幾つかの形でシミュレーションをしている中で、たとえばいま世論調査のプレ調査の段階なんです、幾つかの会派が集まった場合に、一プラス一は二プラスアルファという増幅効果みたいなものが出てくる。次回の場合、特に地方選挙との時間差ダブル選挙になりますので、第一回、第五回、第九回の選挙のときは約一〇%投票率が下がっておりますから、次回もこのままいきますとその結果になります。

その中で一つ私が考えているのは、無党派層というものを引きつける意味で、次回の参議院の選挙がもし単独といえますか、衆議院との同時選挙でなければ、政党がいままでやってきたことに対する一つのバロメーターになるだろう。ある政党がたとえば非常に得票をふやしたならば、その名簿にある名前がすぐれて浮動層を引きつけるとい

うことで、現状の日本の政党政治というのが、まさに一部の人たちには政治的無関心を増長させ、一部の人たちには政治不信をつのらせるというような形で、完全な悪循環を呈しているわけです。その中で今日三〇%から四〇%とされている人たちが、先ほど無効票が四百万票あると言われましたが、もし次回の単独で行われたときの参議院選挙が六〇%を大幅に切るような選挙戦になった場合には、今回の全国区改正というものの、それから各党のつくった名簿に対する国民の声なき、サイレントな批判であるというふうに考えております。

○小杉委員 時間が参りましたので終わります。どうもありがとうございました。

○久野委員長 これにて公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、ありがとうございました。ここに委員会を代表して心から御礼申し上げます。(拍手)

これにて公聴会は終了いたしました。

次回は、来る十一日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会